

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業
(ケーブルテレビ複線化等整備支援事業)

実施マニュアル

(V e r 2 . 1)

令和 7 年 4 月

総 務 省
情報流通行政局
衛星・地域放送課
地域放送推進室

【目次】

.....	0
I 総論	1
「ケーブルテレビ複線化等整備支援事業」実施マニュアルの位置付け.....	1
II 交付申請事務マニュアル	2
1 事務のフローチャート 直接補助事業（※）.....	2
2 「ケーブルテレビ複線化等整備支援事業」の内容.....	3
3 交付額.....	6
4 事業実施期間.....	6
5 補助対象範囲・経費.....	7
II 5－別紙.....	11
II 5－別表1.....	12
II 5－別表2.....	13
6 補助事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け.....	14
7 公募・交付申請書の作成と確認のポイントについて.....	14
8 その他.....	17
II 8－別紙1.....	19
II 8－別紙2.....	21
資料1.....	22
資料2.....	24
資料3.....	26
資料4.....	31
資料5.....	32
資料6－1.....	33
資料6－2.....	34
資料7.....	35
資料8－1.....	36
資料8－2.....	37
資料9－1.....	38
資料9－2.....	39
資料10.....	41
資料11－1.....	43
資料11－2.....	44
III 交付決定	45
1 交付先の決定方法.....	45
2 追加資料の提出等.....	45
3 申請内容の確認・採択・修正.....	45
4 交付手続き.....	45

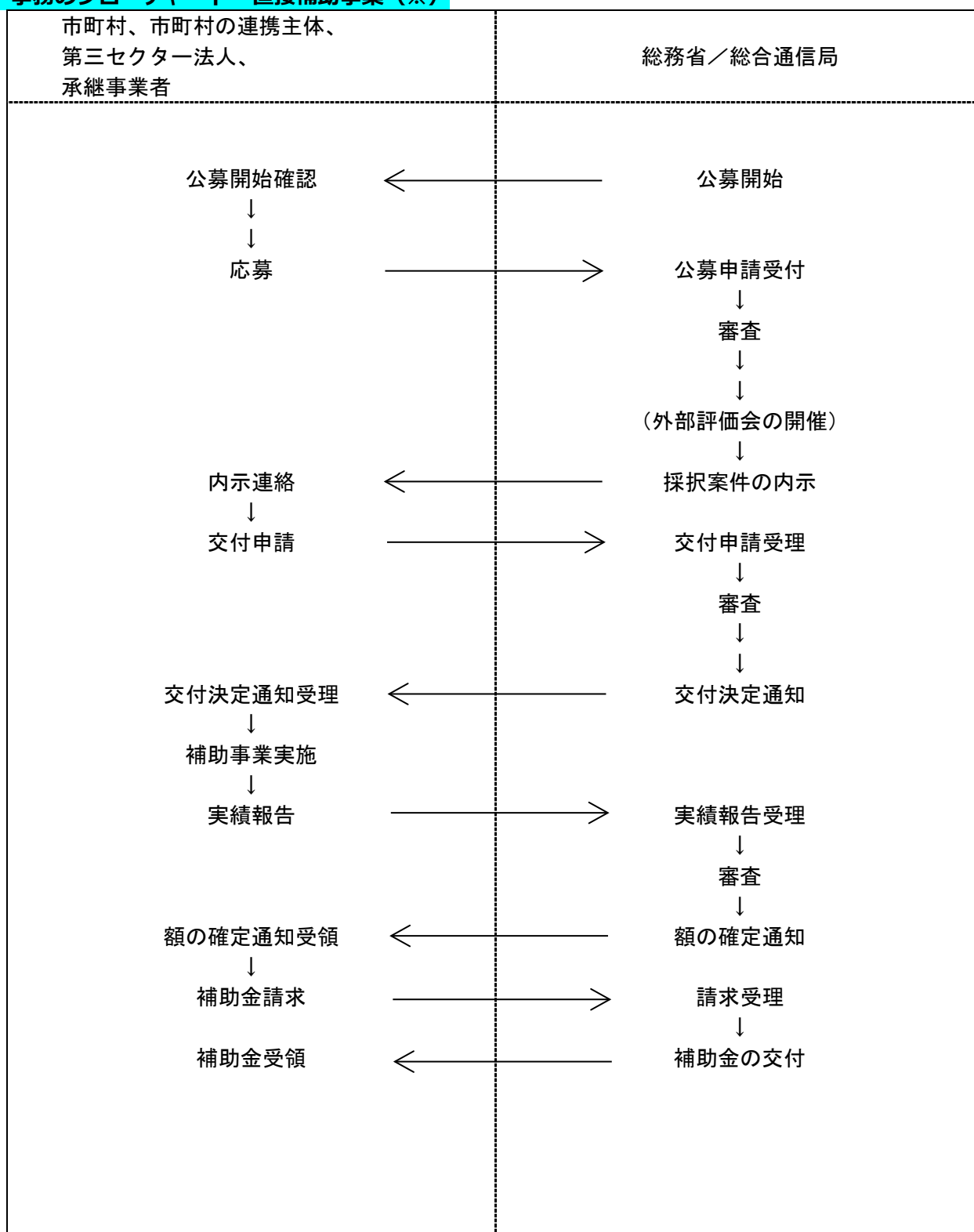
5 事業の実施	45
6 報告	46
IV 交付決定後について	47
1 契約について	47
2 計画変更等について	48
3 差金回収について	50
V 実績報告事務マニュアル	51
1 実績報告書の作成について	51
V 1－別紙1	53
V 1－別紙2	54
V 1－別紙3	55
V 1－別紙4	56
2 経理等について	58
V 2－別紙	59
資料1 2	60
資料1 3－1	62
資料1 3－2	63
資料1 4－1	64
資料1 4－2	65
資料1 5	66
資料1 6	67
VI 財産処分について	68
1 財産処分の種類について	68
2 財産処分の申請について	68
VII Q&A	70
【当整備事業用オリジナルQ & A】	70
【これまでの補助事業用Q & Aからの抜粋】	81
VII 参照条文	88

「ケーブルテレビ複線化等整備支援事業」実施マニュアルの位置付け

「ケーブルテレビ複線化等整備支援事業」（以下「補助事業」という。）の事務手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号）及び放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱（平成２９年２月８日総情域第９号。以下「交付要綱」という。）によるほか、本実施マニュアルに基づいて実施するものとする。本事業の実施に当たっては、上記の法令、交付要綱及び本実施マニュアルを熟読の上、遵守すること。

Ⅱ 交付申請事務マニュアル

1 事務のフローチャート 直接補助事業（※）



（※）本補助事業は、国から市町村、市町村の連携主体、第三セクター法人又は承継事業者に対して直接補助を行うものである。

2 「ケーブルテレビ複線化等整備支援事業」の内容

「ケーブルテレビ複線化等整備支援事業」の内容については、交付要綱第3条（定義）で、この要綱において、「補助事業」とは、地域における放送ネットワークの整備（中略）又は災害復旧を図るための事業を図るための事業であって、次の各号に掲げるものをいう。

（9）ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

①～② （略）

③ ケーブルテレビ複線化等整備支援事業

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送・通信ネットワークについて、放送・通信網切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から行う次の事業をいう。

ア 有線網切断が想定される箇所等のループ化等や、監視制御機能の強化又は電源機能の維持に係る設備の整備を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人（市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人の所有する放送・通信ネットワークの譲渡を受ける等により、当該事業を承継事業者が行う場合にあっては、承継事業者）が行うもの。

イ 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域においてループ化等と同時に行う、設置後の年数が別に定める年数を超過した当該ループ化等の対象区域における既設の有線網の更改を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体、第三セクター法人又は承継事業者が行うもの。

- 一 離島
- 二 豪雪地帯
- 三 辺地
- 四 山村
- 五 半島
- 六 特定農山村
- 七 過疎地域

と定義しているところ。

これを解説すると、

- ① 地域における放送ネットワークの整備を図るための事業であって、次の各号に掲げるもの

② 市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送・通信ネットワーク

→ ②の下線部分は、①の下線部分に該当することから、本補助事業は、市町村（公設公営、公設民営（IRU契約））又は第三セクター法人が所有する形態のケーブルテレビ施設の放送・通信ネットワークの強靱化を図ることを目的とすることが要件であることを意味している。したがって、通信網のみの強靱化を目的としている場合は本補助事業の対象外である。

→ 本補助事業において第三セクター法人とは、都道府県又は市町村からの出資を受けている民間事業者を指す。

→ なお、市町村又は第三セクター法人所有のケーブルテレビを国が支援するのは、災害時に住民への情報伝達責任を一義的に有する地方公共団体にとって、ケーブルテレビは、家庭にあるテレビを通じて防災・減災情報を発信できる情報伝達手段として高く評価されていること、更に、これまでも国がそのネットワーク整備を支援してきた実績があること（新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業（平成6年度～平成17年度）、地域情報通信基盤整備推進事業（ICT交付金）（平成18年度～平成21年度）、地域公共ネットワーク等強靱化事業（平成24年度～平成28年度）等を考慮したものである。

③ 有線網切断が想定される箇所等のループ化等・複線化・一部無線化

- ループ化等とは、ループ化、複線化又は一部無線化をいう（交付要綱第2条（2）①より）。
- 放送・通信網の切断の原因には、自然災害（地震、台風、集中豪雨、津波等）による場合と、火災など人為的な災害の両方があり、定義上、原因を限定していないことから、「有線網切断が想定される箇所等」については、自然災害、人為的災害のどちらの原因でネットワーク切断が生ずるケースも該当するものである。この「有線網切断が想定される箇所等」によって発生する情報遮断を回避することが目的の補助事業であることから、ループ化等により伝送路の強靱化をする場所は、想定される障害発生地域に照らして必要な場所・ルートとなるものである。
- ループ化・複線化は、予期せぬ災害によるネットワーク切断を回避することが目的であることから、複線化する場合は、違うルートに整備することになる。
仮に、同一の電柱に架設する複線化という手法で申請された案件があった場合は、補助目的達成の確実性という観点からして、他の申請案件に比べ相対的に低い評価となるものである。
- ループ化についても、同様の理由から、崖崩れ、洪水等による被災のおそれが少ない、災害に強い場所に整備する計画になっているものかどうかとも評価要素となる。
- 一部無線化とは、橋の上にある電柱に架設されている伝送路（光ケーブル）が洪水等で橋ごと流された場合に備え、両岸の間で、多チャンネルケーブルテレビ番組を無線で伝送する23ギガヘルツ・マイクロ波帯の可搬型無線伝送装置を整備する場合などが想定されているものである。

④ 監視制御機能の強化

- 監視制御機能とは、テレビ映像、データ放送がネットワーク上を正常に流れているかどうか、これらに加え、インターネット機能が正常に運行しているかどうかなどを、例えば、ノード装置のポイントで遠隔監視し、制御や障害検出などを行うものを想定している。
- 監視制御機能の強化は、伝送路のループ化等を伴わない、監視制御機能の強化のみの場合でも補助対象となり得る。

⑤ 電源機能の維持に係る設備の整備

- 電源機能の維持に係る設備の整備とは、災害時等における電源喪失による情報遮断の回避といった防災上の観点から行う設備の整備などを想定している。
- 例えば、自治体等が発動発電機を整備することや、電源を喪失したヘッドエンドに可及的速やかに電源を届けるための可搬型非常用電源を整備するなどを想定している。
- 電源機能の維持に係る設備の整備は、伝送路のループ化等又は監視制御機能の強化と併せて実施する場合のほか、電源機能の維持に係る設備の整備のみを行う場合も補助対象となる。

⑥ 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域においてループ化等と同時に行う、設置後の年数が別に定める年数を超過した当該ループ化等の対象区域における既設の有線網の更改

- 離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村又は過疎地域（注）の条件不利地域においては、その他の地域と比較して、事業収益に対して老朽化した伝送路設備の更改に過大な費用負担が生じることから、条件不利地域における老朽化した既設伝送路設備（伝送路設備の機能維持に必要な電源設備等を含む。）の更改を可能としたものである。この際、補助対象となる既設伝送路設備は、次の要件のいずれにも該当しているものとなる。
1. ループ化等の実施と同時に更改を行うものであること
 2. 設置後に一定の期間が経過していること
 3. 条件不利地域において更改を行うものであること
 4. 切断等が想定される箇所を含むループ化等の対象区域に設置されていること
- 要件1は、そもそも本事業が放送ネットワークの強靱化を目的としたものであることから、ループ化等と同時に老朽化した既設伝送路の更改を行うことで、より確実な放送ネットワークの強靱化を図ることを目的としたものである。したがって、ループ化等を伴わない既設伝送路の更改のみの場合は補助対象とはならない。
- 要件2における一定の期間とは、F T T H方式で整備したものは設置後10年、H F C又は同軸方式で整備したものは設置後13年である。これらの年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を踏まえたものであり、既設伝送路設備の老朽化の当否は耐用年数の経過をもって判断することとしたものである。
- 要件3は、条件不利地域において伝送路設備の更改を行うものであることを指す。条件不利地域と条件不利地域以外にまたがって設置されている伝送路設備を更改しようとする場合は補助対象として認められる。
- 要件4は、ループ化等の対象区域（ループ化等によって放送ネットワークの強靱化が図られる区域）に設置されている既設伝送路設備を指す。すなわち、既設伝送路とループ化等により設置する新設伝送路との接続点同士の間の区域のうち切断等が想定される箇所を含むものが補助対象となる。

※離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村又は過疎地域とは、それぞれ次に掲げる地域をいう。

離島	離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄をいう。
豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。
辺地	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。
山村	山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。
半島	半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。
特定農山村	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。
過疎地域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域をいう。

(承継事業者の事業主体への追加について)

- 公設による放送・通信ネットワークの民間移行に係るニーズを踏まえ、令和5年度当初予算から、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人の所有する放送・通信ネットワークの譲渡を受けること等により、ケーブルテレビの業務の提供についてこれらの者が担ってきた役割を継続して果たす者(承継事業者)が実施主体に追加される。
- 承継事業者とは、交付要綱において「市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人の所有する放送・通信ネットワークの譲渡を受けること等により、ケーブルテレビの業務の提供についてこれらの者が担ってきた役割を継続して果たす者をいう。」と定義されている。これには、通信事業者とケーブルテレビ事業者が連携して、通信事業者のブロードバンド回線を通じてケーブルテレビ事業者が放送を行う場合も含まれる。
- 承継事業者は、市町村等の所有する放送・通信ネットワークの譲渡を受けてケーブルテレビの業務を行うことが一般的と見込まれるが、例えばネットワークの一部についてのみ譲渡を受け、老朽化した部分については新規で設置するケースなど態様は様々であると考えられることから、「譲渡を受けること等」としている。
なお、市町村等から承継事業者への放送・通信ネットワークの譲渡は、公募申請前に譲渡が完了していることが望ましいが、協定書等が取り交わされ、補助事業期間内に譲渡が完了することが確認できればよい。
- 光化されている放送・通信ネットワークの譲渡を受ける場合については、市町村又は市町村の連携主体の所有する放送・通信ネットワークの譲渡を受ける等に伴うネットワーク及び送受信設備等の整備を行う事業であって、承継事業者が行う場合に限り、補助対象となる。第三セクター法人の所有する放送・通信ネットワークの譲渡を受ける場合は対象とならない。
- また、承継事業者は、「ケーブルテレビの業務の提供についてこれらの者が担ってきた役割を継続して果たす」ことが求められる。具体的な要件としては次の内容を指しており、承継事業者が役割を継続して果たすことについて、市町村等との間で締結した協定書等により証することが必要である。
 - ・既存の加入者については、希望する全ての者にサービスを引き続き提供すること。
 - ・非常時等の情報伝達について、市町村等と協力体制が構築されていること。

3 交付額

交付額は予算の範囲内において、次の表のとおりとする。

補助申請の主体	補助率
市町村、市町村の連携主体又は承継事業者(市町村又は市町村の連携主体の承継事業者に限る。)の場合	補助対象経費の 2分の1に相当する額
第三セクター法人又は承継事業者(第三セクター法人の承継事業者に限る。)の場合	補助対象経費の 3分の1に相当する額

なお、交付下限額が100万円のため、1事業に係る交付要綱第5条の表の左欄に掲げる区分ごとに、市町村、市町村の連携主体又はこれらの承継事業者の場合は事業費200万円以上、第三セクター法人又はこの承継事業者の場合は事業費300万円以上の事業を対象とする。

4 事業実施期間

(1) 単年度事業

補助事業は単年度事業であるため、原則年度内に事業が完了していなくてはならない。したがって、補助事業の翌年度繰越は原則認められない。ただし、天候不順等やむを得ない事情がある場合については、適正化法第7条第1項第5号及び交付要綱第10条(事故の報告)に基づき当該年度内の執行が困難と見込まれることが分かった時点ですみやかに総務省へ相談の上、総務大臣に上記の事故報告を提出し指示を受けること。

(2) 補助事業の完了について

補助事業は交付申請書に記載した完了予定日までに完了している必要がある。この場合、補助事業の完了とは、単に工事が完了するだけでなく、整備された施設・設備が地域や住民等に対してサービス等を提供できる状態になっていることをいう。

5 補助対象範囲・経費

(1) 補助対象範囲の考え方

「補助対象設備」「補助対象経費」については、交付要綱第4条及び別表で、

別表（第4条関係）

事業の区分	交付対象経費区分	内容
ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	施設・設備費	(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 (ア) 局舎・センター施設 (イ) 鉄塔 (ウ) 外構施設 (エ) 伝送路設備 (オ) 無線アクセス装置 (カ) 送受信装置 (キ) 構内伝送路 (ク) 電源設備（予備電源設備を含む） (ケ) 監視制御・測定装置 (コ) ヘッドエンド装置 (サ) その他事業を実施するために必要な経費 (2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 (3) 附帯工事費
	用地取得費・道路費	(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） (2) 附帯工事費
	企画・開発費	(1) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む） (2) その他事業を実施するために必要な経費

と規定されているところ。

これを具体的に示すと、

①施設・設備費

事業に必要な設備の設置等に要する経費

メニュー	内容及び設備例
(ア)局舎・センター施設	通信・放送・映像等の送受信、中継、編集等の拠点となる施設 ○屋内設置型（施設内の一部に中継機器およびラック等を設置） ○屋外設置型（屋外に専用ボックスや施設を設置） ○鉄塔取り付け型（中継無線などの場合、無線機器を見通しのよい場所に設置） 局舎・センター施設については、新設と改修による場合があり、新設の場合には、施設全体が補助対象となる単独建物と、補助対象外の施設との合築により整備される合築建物がある。 ○単独建物：事業を実施するにあたり最低限必要な施設が補助対象となる。

	○合築建物：他事業における局舎や役所等と「合築」する場合も補助対象となる。 また、補助対象となる施設に係る工事項目は次のとおりである。 ○床上げ工事：電源、構内伝送路等の配線を収容可能とする二重床化、仕上げ工事 等 ○空調設備工事：空調機の設置工事、配管工事 等 ○電気設備工事：電源の増設工事、配線工事 等 ○躯体補強工事：床荷重増加に対応するために実施する床下の梁増強工事 等 ○内装工事：間仕切り工事（壁等の設置）、天井工事 等 ○撤去工事：配線の撤去工事、産廃処理費用 等
(イ)鉄塔	無線アクセス装置等を設置する施設
(ウ)外構施設	局舎・センター施設等を建設する際に設置する柵、フェンス、擁壁、外部から引き込まれるケーブル配管、ハンドホール、排水設備、舗装 等
(エ)伝送路設備	各種データや映像情報等を伝送するための線路設備 ○ＯＬＴ ○線路（光ファイバーケーブル、光増幅器、クロージャー、光成端架 等） ○中継装置（海底中継装置を含む） ○分岐装置（海底分岐装置を含む） ○多重化装置 ○変調装置 等
(オ)無線アクセス装置	各種データを、電波により送受信可能な形式に変換することにより、アンテナを経由して送受信を行うための送受信設備及びアンテナ設備から構成される装置 ※映像等を放送により送受信するためのアンテナ（受信アンテナ、送信アンテナ、アンテナ架、アンテナ支柱 等）も含む
(カ)送受信装置	伝送路設備又は構内伝送路を通じてデータや映像情報等を伝送するための装置（セキュリティ対策用装置を含む） ○ルータ ○Ｌ２／Ｌ３スイッチ ○サーバ（ＷＷＷ、メール、ＤＮＳ、プロキシサーバ、ファイアウォール 等） ○ケーブルモデム ○運用管理用ＰＣ ○Ｖ－ＯＮＵ ○ＳＴＢ 等
(キ)構内伝送路	センター・局舎施設内等において整備する送受信装置等の各種データや映像情報等を伝送するために必要なケーブル、配管、ケーブルラック等 ○ＬＡＮケーブル ○構内光ケーブル ○ＵＴＰケーブル 等

(ク)電源設備（予備電源設備を含む）	センター・局舎施設等において、各機器への電源を安定供給するための設備 ○受電設備（受電盤、分電盤、電線引き込み送電線、P S 柱） ○電源設備（必要十分な発電能力がある予備電源、耐電トランス、整流器、無停電電源装置、発電・蓄電装置、燃料タンク、発動発電機、可搬型電源設備、移動電源車 等）
(ケ)監視制御・測定装置	映像や通信サービスを安定して加入者に提供するために設備を管理、測定する装置 ○ステータスモニタ ○ネットワーク監視装置 ○測定装置 ○システム監視装置 ○遠隔制御装置 ○高機能制御監視受信機 等
(コ)ヘッドエンド装置	前置増幅器、受信増幅器、チューナ、E P G、多重化装置、変調器混合器 等
附帯工事費	事業の工事全般に係る以下の経費 ○調査設計費：決定後に実施する現場調査、詳細設計（注） ○施工・構築費（注） ○改修補強費：施設および電柱（自営柱、電力柱、N T T 柱等）等の改修・補強に係る費用 ○諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等） 等
その他事業を実施するために必要な経費	—

（注）調査、設計、施工に付随して必要な電柱共架許可申請、道路・官公庁手続き・申請、自営柱・無停電電源柱用地交渉や旅費等の費用一切を含む。

②用地取得費・道路費

メニュー	内容及び具体例
用地取得費・道路費	局舎、新設電柱などを建設する際に必要最低限の用地・道路について支援対象とする。 ○用地取得費 ○取り付け道路整備費 原則として最短の経路で構築し、それができない場合に限り、合理的な必要性を説明できる経路・距離であることが求められる。例えば、センター施設の整備に伴って必然的に発生する道路や、局舎以外に利用されない道路等が対象として認められる。
附帯工事費	—

③企画・開発費

事業を実施する上で必要となるシステムの企画・開発に要する経費

メニュー	内容及び具体例
ソフトウェア購入費	事業を実施する上で必要となるソフトウェア購入費用（パッケージ購入費、ライセンス費 等） Ⅱ 5－別紙 参照
その他事業を実施するために必要な経費	—

(2) 補助対象とならない経費等

(1)交付要綱上は補助対象と位置付けられている対象設備であっても、補助事業の目的に沿わないもの。	
(2)交付要綱上は補助対象と位置付けられている対象設備であっても、使用目的や効果が不明確であるもの。	
(3)補助事業期間内に供用されない設備等。	
(4)交付決定前に実施した工事費用等	事前着工（注）した工事費用。 （注）交付決定日より前に締結された契約（※）及び工事着工をいう。 （※）「交付決定日前に締結された契約」とは、契約日又は仮契約日が交付決定日前のことを指す。
(5)ランニングコスト	○共架費（電柱使用料） ○光ファイバーケーブル、各種機器等の保守・維持管理費・修繕費用 ○光ファイバーケーブル等の共架やF W A機器設置のための電柱使用料、支障移転費用 ○管路使用料 ○コロケーション（通信事業者等の局内に通信機器を設置する）費用 ○電波利用料 ○海底ケーブル等敷設に伴う漁業補償費（障害対応等、作業時の漁業補償等） ○番組ソフト制作費 ○地方公共団体が住民に対して通信サービスを提供する場合の提供エリア外のインターネット接続事業者との接続に係る費用 等
(6)消費税	第三セクター法人及び承継事業者に対しては補助対象外とする。

(3) 補助対象設備、補助対象外設備を審査する際の基本的考え方

ア 整備しようとする施設・設備が交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致しているか。
イ 余分なもの、過剰なものを整備していないか。
ウ 補助目的に合致しない設備は、たとえ上記（1）①～②に該当しても、補助対象設備とは認められない。（使用時期が未定、使用目的や効果が不明確 等）
エ 整備した施設・設備が将来的に継続して使用が見込めるものであるか。 市町村合併などを予定している場合には、新市町村等で整備された施設・設備が引き続き有効活用されるものであるか。
オ I C T関連機器は技術革新が著しく、陳腐化も激しいものであることから、耐用年数が満了する前に、十分な効果が発揮できなくなるようなものでないか。
カ 過剰な設備整備にならないか。既存のインフラを有効活用できているか。既設の未利用施設・設備があるにも関わらず、同様の物を整備してしまうようなものでないか。

ソフトウェアの補助対象範囲

ソフトウェアの補助対象は以下のものとする。

1. パソコン（Ⅱ 5－別表 1）

基本ソフト（OS）、ワープロソフト、表計算ソフト、メールソフト及びセキュリティソフト並びにこれらに附属するソフト。

また、一般的な販売形態により購入した結果、パソコンのパッケージとして附属し、価格が算出できないソフトについては、一体的に補助対象とする。

2. サーバ（Ⅱ 5－別表 1）

補助事業で整備するハードに導入するソフトのうち、当該事業のネットワーク及びシステムの機能の確保のために必要最小限のソフト及びこれらに附属するソフト。

また、ファイアウォール専用機等必要な機能と専用の筐体が一体化されている装置については、一体的に補助対象とする。

3. ケーブルテレビ関連

Ⅱ 5－別表 2 赤枠内とする。

4. インストール費、設定費、設計費について

ソフトウェアのインストール費及びシステムを動作させるための設定・設計費について、Ⅱ 5－別表 1、2 の補助対象範囲のものについて認められる。その場合は、それぞれの費目を別に計上して、見積書（請求書）等に記載すること。なお、補助対象外ソフトの導入を妨げるものではないが、補助対象及び補助対象外のソフトウェアを合わせて購入する場合は、補助対象となるソフトウェアを区分すること。おって、セキュリティソフトについては、新種のウイルスに対応するため、導入後、一定期間ごとに料金を支払い、ウイルス定義ファイルのダウンロードの権利を更新（又は取得）する仕組みがあるが、このような場合については、インストールする補助対象のパソコン・サーバの処分制限期間（総務省所管補助金等交付規則別表 参照）以上の使用期間が確保できるセキュリティソフトの購入費は補助対象とし、ウイルス定義ファイルのダウンロードの権利のみに係る経費については補助対象外となる。

（注） 「ソフトウェア購入費」、「ライセンス費」とは、CD-ROM等メディアの有無に関わらずソフトウェア（ライセンス）の使用期間の期限が定められていないものについて「ソフトウェア購入費」、ソフトウェア（ライセンス）の使用期間が定められているものであって、提供されている最短の使用期間のものを「ライセンス費」という。なお、ライセンス費については、重複投資とならないように、従前の契約内容を確認すること。

Ⅱ 5ー別表1

補助対象とする具体的なソフトウェア（PC、サーバ）

区分		対象ソフト	必要な機能の概要	備考
①基本ソフト		OS	入出力機能やディスクやメモリの管理など、アプリケーションソフトから共通して利用される基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理する。	OS：オペレーティングシステム
②各サーバの管理・運用に必要なソフト		UPSソフト	電池や発電機を内蔵し、停電時でもしばらくの間コンピュータに電気を供給する装置を管理する。	UPS：Uninterruptible Power Supply（無停電電源装置）
		ウイルス対策ソフト	コンピュータウイルスを検出、駆除等する。（個別サーバ用）【ウイルス検出／駆除／キックバック機能】	
		RAIDソフト	複数のハードディスクをまとめて1台のハードディスクとして管理する。	RAID：Redundant Arrays of Inexpensive Disks 別名：ディスクアレイ
		システムバックアップソフト	サーバに保存されたプログラムを、破損やコンピュータウイルス感染などの事態に備え、バックアップする。	
③ネットワーク及びシステムの管理・運用に必要なソフト		Proxyソフト	内部ネットワークとインターネットの境にあって、直接インターネットに接続できない内部ネットワークのコンピュータに代わって、「代理」としてインターネットとの接続を行なう。【代理アクセス／キャッシュ機能】	
		Fire Wallソフト（ネットワーク監視ソフト）	外部ネットワーク等を通じて第三者が侵入し、データやプログラムの盗み見・改ざん・破壊などが行なわれることのないように、外部との境界を流れるデータを監視し、不正なアクセスを検出・遮断する。【セキュリティ／ウイルス対策／認証機能】	ウイルス対策用ソフトとしては、ゲートウェイ用、ネットワーク用等個別のハード向けのウイルス対策ソフト以外が該当。
		ネットワーク管理ソフト	構成管理、障害管理、性能管理等ネットワーク全体の管理を行う。	
		FTPソフト	クライアントとサーバ間のファイル転送を行う。【大容量データの送受信機能】	FTP：File Transfer Protocol
		暗号化ソフト	ネットワークを通じて文書や画像等データをやり取りする際に、通信途中で第三者に盗み見られたり改ざんされたりされないよう、決まった規則に従ってデータを変換する。【暗号化によるデータ保護通信機能】	
		負荷分散ソフト	各種サーバへのアクセスを、複数のサーバに振り分けるなど負荷分散を行う。【アクセス集中時のレスポンス低下回避機能】	SLB（Server Load Balancing）等
		LDAPソフト	イントラネットなどのTCP/IPネットワークで、ディレクトリデータベースにアクセスを可能とする。【合併及び広域連携活用でのドメイン管理機能】	LDAP：Lightweight Directory Access Protocol ディレクトリ・サービス：ネットワーク上の資源とその属性とを記憶し、検索できるようにしたシステム。ユーザやネットワーク資源の管理を一括化し、負担軽減が可能。

注：整備（使用）計画を策定する際、整備するソフトについて「対象ソフト」の区分に従って分類する必要があります。区分等に疑義が生じた場合は個別に相談すること。

ソフトの種類及び主な目的	主なソフト例	ソフトの詳細	ソフトに対応するハード(設備)	補助対象の適否		備 考
				ソフト	インストール等	
⑤エンドユーザ向けアプリケーションソフト	・データベースサーバ・コンテンツソフト	・加入者が利用するコンテンツのデータベース	・サーバ	×	×	加入者が利用するソフト
	・WWWサーバソフト	・www(World Wide Web)を実現する ・HTTPを使って送られる利用者からのリクエストにたがってWebページのデータを利用者に送る	・サーバ	×	×	〃
	・施設予約管理ソフト			×	×	
	・図書情報管理ソフト			×	×	
	・教育用ソフト など			×	×	
④事業を実施するために必要な基礎的ソフト	・音声告知システム・コンテンツサーバソフト	・利用者(自治体や消防署などの情報提供者や加入者)コンテンツのデータベース ・放送グループ管理 ・端末の認証管理 ・放送配信および配信制御	・サーバ	○	○	
	・加入者管理システムソフト	・顧客情報(契約内容、個人情報等)管理 ・端末取り付け工事情報(ワークフロー)管理 ・機器在庫情報管理 ・システム制御(デジタル機器インタフェース、ホームターミナル、セットトップボックス制御と連携)	・サーバ ・ネットワーク機器	○	○	
	・自主放送送出システム・自動送出装置ソフト	・VTRまたはサーバに格納している番組やCMの中で、決められた番組やCMを決められた時間に再生し配信、停止する	・サーバ ・ネットワーク機器	○	○	
	・自主放送編集設備・編集ソフト	・番組素材を加工(必要、不必要部分を選別)し、特殊効果を付加して番組として完成させる	・PC	○	○	
	・EPG編集装置・編集ソフト	・番組名、番組内容、配給会社ロゴ等入力 ・コピー防止機能設定 ・音声種別設定	・サーバ ・PC(操作作用)	○	○	
	・データベース構築・管理用ソフト			○	○	
	・データベースバックアップソフト など			○	○	
③ネットワーク及びシステムの管理・運用に必要なソフト	・伝送路監視装置・監視ソフト	・伝送路機器(能動機器)の状態監視、機器動作制御	・サーバ ・PC(操作作用) ・通信用モデム	○	○	
	・音声告知放送システム・放送制御ソフト	・告知放送番組の登録・管理 ・定時放送、自動放送の番組送出 ・緊急放送の割り込み処理	・サーバ	○	○	
	・デジタル放送多重化制御装置・制御ソフト	・CATVデジタル放送の信号多重化設定、制御、監視	・PC	○	○	
	・ケーブルモデムシステム・管理ソフト	・ケーブルモデム登録・管理 ・ケーブルモデム状態監視 ・サービスレベル(速度制限、フィルタ等)設定	・サーバ	○	○	
	・Proxyソフト			○	○	
	・ネットワーク監視・管理用ソフト			○	○	
	・FTPソフト など			○	○	
②ハード機器の管理・運用に必要なソフト	・ホームターミナル制御ソフト	・番組(ホームターミナル)の視聴可否を制御	・PC ・通信用モデム	○	○	
	・セットトップボックス制御ソフト	・番組(セットトップボックス)の視聴可否を制御 ・許可していないセットトップボックスでの不正視聴防止	・FC(通信制御部) ・PC(STB制御部)	○	○	
	・バックアップソフト			○	○	
	・セキュリティソフト			○	○	
	・UPSソフト など			○	○	
①基本ソフト	・OS(オペレーティングシステム)			○	○	

インストール等経費については、補助対象ソフトへのインストール、設計・設定費についてのみ適とする。ただし、この場合、適したソフトへのインストール経費、設計・設定費を明確にしておくこと。

6 補助事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け

補助事業と他事業（単独事業、他省庁国庫補助事業等）を併せて実施する場合の費用の切り分けについては、費用を按分することが原則である。
また、他省庁の国庫補助事業等と併せて実施している場合は、当該省庁と調整をする必要がある。基本的な考え方は以下のとおり。

（１）費用按分が必要なケース

- ・事業目的以外の利用のために芯線や機器等の施設・設備を追加整備する場合（[【当整備事業用オリジナル Q&A】問 17 更問](#)の場合を除く）
- ・事業目的以外のネットワークと相互接続するための芯線や機器等の施設・設備を整備する場合
- ・その他事業内容に照らして過大と判断される施設・設備を整備する場合（当該部分を補助対象外とする場合） 等

（２）費用按分の対象経費

- ・単独事業等と一部でも共用される施設・設備に係る設置経費、工事費、共通経費
- ・出精値引き等（実績報告時）
- ・消費税
- ・消費税仕入控除税額

（３）費用按分方法の基本的考え方

- ・伝送路を共用する場合は使用芯数による比例按分を基本とする
- ・その他ケースに応じて個別に判断する。

7 公募・交付申請書の作成と確認のポイントについて

（公募申請にあたっての留意点）

- i 公募は、申請主体から公募申請された実施内容について、公募要領に定める評価基準に基づき、外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況・予算額等を勘案して、事業採択の内示を行うものである。
- ii 補助金の額が交付要綱第5条の表の左欄に掲げる区分ごとに100万円未満となる事業は、補助事業に馴染まないため注意が必要。複数の事業区分に基づいて補助事業を行う場合に、1つの申請書で100万円を超えるものであっても、1区分の補助金額が100万円未満となる場合は対象外とする。

（交付申請にあたっての留意点）

交付申請及びそれに伴う交付決定は、補助事業の具体的な実施内容と事業費を決定するものである。したがって、交付決定後に実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずしては認められないので、その点を念頭において作成すること。

（１）申請書の作成について

① はじめに

- A 交付要綱様式第1号により作成する申請書（[資料1](#)）、同様式別紙1「補助事業の概要」（[資料2](#)）及び別紙3「工事概要書」（[資料10](#)）、見積書等は内容を必ず一致させること。
- イ 申請を行おうとする補助金以外に、関連する国庫補助事業又は単独事業を一体的に実施している（予定も含む）場合は、補助金と別事業の区分が分かるようにすること。
また、見積書等の添付資料については、事業ごとに対象事業が分かるよう記載もしくは色分け等を行うこと。

② 申請書の構成について

以下の資料を順番に編さんのこと。詳細についてはⅡ 8－別紙1を参照すること。

ア 公募申請書（Ⅱ 8－別紙2）

イ 申請書（交付要綱様式第1号）（資料1）

ウ 補助事業の概要（交付要綱様式第1号別紙1（資料2））

エ 整備計画書（資料3）及び添付書類（資料4、資料6～8等）

オ 見積書（資料9－1、9－2）

- ・見積書は総括表と内訳表の二つを作成すること。見積書の作成は、補助事業者が自ら作成すること。
- ・事業費算出の根拠となることから、正確な積算であるかどうか、必ず検算を行うこと。以下の「[見積書の作成及び確認留意点](#)」を参照すること。
- ・見積書の記載されている費目が、Ⅱ 5の「[補助対象範囲・経費](#)」のいずれに合致しているか必ず確認すること。判断が難しい場合は必ず総務省に相談すること。

カ 工事概要書（交付要綱様式第1号別紙3（資料10））

キ 補助事業を連携主体が行う場合、次の資料

- ・その連携主体を構成する全団体を列記したもの
- ・申請書を提出する市町村が、連携主体の代表団体であることが確認できるもの

ク 口座設置届出書（資料11）

ケ ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業に係るオンラインによる処分通知等に関する申出書（資料11－2）

コ 参考資料

下記の場合は、ア～キの補足説明資料（理由書等を含む）を添付のこと。

例）他事業との費用按分整理ペーパー（単独事業等と一体的に実施している場合）、既設伝送路の設置年月日が分かるもの（ループ化等と同時に既設伝送路設備の更改を行う場合、当該既設伝送路設備の施工に係る契約書や工事検査調書等を提出すること）、〇〇〇を本事業で整備する理由（総務省から審査の際に求めることがある）等

また、整備対象地域において地方公共団体が国土強靱化地域計画（以下、「地域計画」という。）を策定し、かつ、申請しようとする補助事業の事業名及び箇所が当該地域計画に明記されている場合（未策定であっても、補助事業の開始までに策定が完了するものを含む。）は、採択に係る外部有識者による評価の際、評価点の加算が生ずることから、その内容が分かる資料（地域計画の該当部分抜粋等）を添付のこと。

なお、地域計画が未策定であるものの交付決定までに策定が可能である場合には、整備計画書（資料3）の5関連事業欄において策定の予定時期及び地域計画案の抜粋を示すとともに策定次第速やかに資料を提出すること。

（参考）国が定める国土強靱化基本計画（R5.7.28閣議決定）上、国土強靱化の個別施策分野の推進方針の一つとして『（略）…ケーブルテレビネットワークや辺地共聴施設の光化・複線化等を進める。』が示されている（第3章2（6）③参照）

○見積書（資料9－1、9－2）の作成及び確認留意点

i 表紙

（i）申請者名（代表者名）

- (ii) 日付
- (iii) 事業名（「ケーブルテレビ複線化等整備支援事業」の表記があること）

ii 内訳表（[資料9-2](#)）

- (i) 経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。
- (ii) 経費の明細が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。
 - ・補助対象、補助対象外の費目が細くなる場合には、別表でまとめること。
 - ・〇〇一式△△円となっている場合は内訳表にその具体的な内容を記載すること。内訳表では〇〇一式という内容での記載は認められない。
- (iii) 見積りが複数になる場合は経費の取りまとめ表を添付すること。
- (iv) 同一事業者が複数地方公共団体を整備する場合、地方公共団体毎の物品単価や工事単価に差がないか確認すること。単価が異なる場合は、それが適切と判断した資料を添付のこと。
- (v) 機器の個別単価を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく乖離となっていないか確認すること。補助金の費用が著しく乖離している場合には必ずその理由を確認すること。

確認のポイント

- (1) 見積りは、適正な事業費算出の観点から、
 - ①他事業者の相見積りを取る
 - ※相見積りに際して取得した資料も添付のこと
 - ※相見積りに際して取得した資料については、その内訳も申請者作成の見積書の内訳と記載が一致するものとする。
 - ②必要数量が反映された見積もりとする（数量1での単価見積は不可）
 - ③資材費・労務費を含めた事業費が確認できる見積りとする
- (2) 補助金と同時に実施される単独事業等の積算を確認する
- (3) 積算の根拠とした資料名を記した資料を添付のこと
- (4) 同一又は同等製品の価格相場をカタログやインターネットで確認する
- (vi) 購入機器と取付数量等の対応について確認すること。
- (vii) 工事費は、「単価×数量（人数、日数等）」で算出すること。また、工事費が材料費に対応しているか確認すること。歩掛は何の基準に基づいているかを確認すること。
- (viii) 他事業との費用按分について
他事業と一体的に整備する場合には、費用の按分計算とその結果を見積書の備考欄に記載すること。記載に当たっては、[資料9-1](#)及び[資料9-2](#)のとおり当該部分の総事業費、按分計算方法と補助金と他事業それぞれの事業費を記載すること。なお、按分方法については、本マニュアルで定めのあるものについては、それに従って算出されているか確認すること。
- (ix) 諸経費（共通費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）については、直接工事費等の率により算出している場合は、何の基準に基づいているかを確認すること。また、率によらず必要な経費を積上げた場合は、それぞれの経費の内訳を提出させ確認すること。
- (x) 撤去費については、既存建物を撤去しなければ、新施設の建設事業を実施することができないなど直接必要と認められるのかどうかを確認すること（補助対象とする撤去工事の範囲を図面等で確認すること）。
- (xi) 老朽化した既設伝送路設備の更改を行う場合は、同時に行うループ化等に係る費用と項目を分けて区別できるようにすること。
- (xii) [資料9-2](#)（見積書 内訳書）上の機器等は、[資料8-1](#)（装置系統図）、[資料8-2](#)（装

置実装図)上でも把握できるよう、関連付けを行うこと。例えば、前者の項番(I-1-カ-12など)を後二者に併記するなどの方法が考えられる。

8 その他

(1) 書類の提出

書類は、原則、申請者の所在地を管轄区域とする総合通信局等に提出すること。書類はオンラインによる提出が可能であり、オンラインによる提出の場合は書類への押印は不要となる。提出に当たっては、電子メール又は総務省が指定する大容量ファイル転送システム等もしくは補助金申請システム(J グランツ)により1部提出すること。実績報告書においても同様の提出方法とすること。

なお、総務省からの交付決定等の通知については、オンラインによる送付としてよいか確認を行う必要があるため、オンラインによる送付の希望の有無について「ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業に係るオンラインによる処分通知等に関する申出書」を提出すること。また、オンラインを希望しない場合であっても、原則として公印は省略することとなるが、公印付きの文書が必要な場合は、申請時にその旨申し出ること。

詳細についてはⅡ 8-別紙1を参照すること。電子ファイルについては、Ⅱ 8-別紙1のファイル名を付して指定のファイル形式で提出すること。

(2) 事業採択について

公募は、申請主体から公募申請された実施内容について、公募要領に定める評価基準に基づき、外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況・予算額等を勘案して、事業採択の内示を行う。

整備対象地域において地方公共団体が国土強靱化地域計画を策定し、かつ、申請しようとする補助事業の事業名及び箇所が当該国土強靱化地域計画に明記されている場合は、採択に係る外部有識者による評価の際、評価点の加算が生ずることとなる(7(1)コ参照)。

また、予算額を上回る事業要望があった場合、市町村等からの提案について、採択に係る外部有識者による評価により、事業の選定を行う。

(3) 耐震性の確保

会計検査院から、平成29年10月24日付で通信・放送ネットワークの耐災害性強化等を目的として実施している補助事業について、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第36条の規定に基づく改善の処置要求があった。

実施主体において、補助事業の実施に当たり、放送法関係法令等に基づく耐震対策がより一層徹底されるよう、所要の耐震性確保の検討に配慮し、当該処置要求における検討事例及び留意点を活用すること。

なお、耐震施工に不備があったとして不当事項と指摘を受けた案件もあることから設計及び工事に当たっては留意すること。

(会計検査院プレスリリース URL)

平成29年度決算検査報告

<https://report.jbaudit.go.jp/org/h29/2017-h29-0089-0.htm>

(提出先)

(北海道) 北海道総合通信局情報通信部放送課 有線放送担当 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎12F 電話：011-709-2311(内4663、4674) e-mail：houso2-hokkaido@ml.soumu.go.jp	(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県) 東北総合通信局放送部有線放送課 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 電話：022-221-0706 e-mail：yuho-toh@ml.soumu.go.jp
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県) 関東総合通信局放送部有線放送課 〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 電話：03-6238-1722 e-mail：kanto-yusenoso@ml.soumu.go.jp	(新潟県、長野県) 信越総合通信局情報通信部放送課 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎 電話：026-234-9930 e-mail：shinetsu-yusenoso@ml.soumu.go.jp
(富山県、石川県、福井県) 北陸総合通信局情報通信部放送課 有線放送担当 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 広坂合同庁舎 電話：076-233-4493 e-mail：yuho-hokuriku@ml.soumu.go.jp	(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県) 東海総合通信局放送部有線放送課 〒461-8795 名古屋市東区白壁一丁目15番1 名古屋合同庁舎第三号館 電話：052-971-9136 e-mail：tokai-yuho@soumu.go.jp
(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県) 近畿総合通信局放送部有線放送課 〒540-8795 大阪府中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館4階	第1有線放送担当(京都府、大阪府、奈良県) 電話：06-6942-8571 第2有線放送担当(滋賀県、兵庫県、和歌山県) 電話：06-6942-8572 e-mail：kinki-yusenoso@ml.soumu.go.jp
(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県) 中国総合通信局放送部有線放送課 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36 電話：082-222-3388 e-mail：chugoku-yuho@ml.soumu.go.jp	(徳島県、香川県、愛媛県、高知県) 四国総合通信局情報通信部放送課 有線放送担当 〒790-8795 松山市味酒町2-14-4 電話：089-936-5039 e-mail：shikoku-yuuhou@ml.soumu.go.jp
(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県) 九州総合通信局放送部有線放送課 〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1 電話：096-326-7877 e-mail：h-yuho@ml.soumu.go.jp	(沖縄県) 沖縄総合通信事務所情報通信課 放送担当 〒900-8795 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3号館4階 電話：098-865-2307 e-mail：okinawa-hoso@ml.soumu.go.jp

Ⅱ 8－別紙1

公募申請・交付申請提出書類一覧表

提出書類	書式	紙媒体 ※ 1	電子ファイル		注意事項
			ファイル名 ※ 2	ファイル形式 ※ 3	
公募申請書	Ⅱ 8－別紙 2	・ A4 判片面印刷	〇〇00 応募	MS-Word	・ <u>公募申請時のみ提出</u>
交付申請書 (様式第 1 号)	資料 1	・ A4 判片面印刷	〇〇10 申請	MS-Word	・ 別紙（交付金事業の概要）を必ず添付 ・ プリントアウトした時に A4 判 2 枚 となるよう調整
別紙 1 第 11「ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業」	資料 2		〇〇11 別紙	MS-Word	
上記別紙 1 第 11 に定める添付書類「整備計画書」	資料 3	・ 様式適宜	〇〇20 添付 01 〇〇20 添付 02 ...	任意	
上記整備計画書の添付資料 ・ 整備エリア図 ・ 契約予定内容に関する調査票 ・ 光ファイバーケーブルの整備（使用）計画 ・ 芯線設計の基本的な考え方 ・ 回線系統図、装置系統図、装置実装図 等	資料 4 資料 5 資料 6－1 資料 6－2 資料 7 資料 8－1 資料 8－2 等	・ 様式適宜	〇〇21 別添 01 〇〇21 別添 02 ...	任意	・ 書類の右肩に 資料番号 を記載 ・ 資料番号は、 ファイル名の番号 と一致。 ・ 老朽化した既設伝送路設備の更改を行う場合、回線系統図は現行のもの及び整備後のものの 2 種類を作成すること。
交付申請書に定める添付資料「補助事業に要する経費の見積書」	資料 9－1 資料 9－2	・ 様式適宜 ・ 写し可	〇〇30 積算 01 〇〇30 積算 02 ・ ・ ・	MS-Excel	・ 書類の右肩に 資料番号 を記載 ・ 資料番号は、 ファイル名の番号 と一致。 ・ 総括表と内訳表の 2 つ を作成すること。
様式第 1 号別紙 3「工事概要書」	資料 1 0		〇〇40 工事	MS-Word	
<連携主体の場合> 連携主体の構成団体一覧	様式適宜	・ 様式適宜	〇〇50 連携	任意	
<連携主体の場合> 連携主体の代表承認書	様式適宜	・ 様式適宜	〇〇51 連携	Adobe PDF 等	・ <u>申請主体が連携主体の場合のみ提出が必要</u> ・ 1 団体につき 1 枚でも、全構成団体で 1 枚でも可
口座設置届出書	資料 1 1		〇〇60 口座	MS-Word	
ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業に係るオンラインによる処分通知等に関する申出書	資料 1 1－2		〇〇70 オンライン	MS-Excel	
参考資料					・ 申請主体が承継事業者の場合、市町村等から承継されていることが客観的に分かる資料を提出すること。

- ※1 すべて A4 判で提出すること。ただし、図表等で A4 判ではあまりに文字等が小さくなり読めない場合は、その資料に限り A3 判で提出すること。
- ※2 ファイル名の〇〇の部分は〔申請主体名〕とする。申請主体名は略称で可。
また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。
例： 総務市 10 申請.docx
- ※3 フォーマット形式は Windows OS に対応したものとする。また、必ず指定のファイル形式で提出すること。

提出の際は削除

番
年

月

号
日

総務省情報流通行政局長 殿

申請者の名称 代表者氏名

〇〇予算に係る「放送ネットワーク整備支援事業（ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業）」公募申請書

標記の件について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

- 1 放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付申請書（案）
- 2 補助事業の概要（添付資料を含む。）
- 3 工事概要書
- 4 見積書

（担当者欄）

所属部署名：

役職名：

氏名：

TEL：

E-mail：

様式第1号（第6条第1項関係）

申請時点の総務大臣名を記載すること

総務大臣

殿

番 号
年 月 日

申請者の名称 代表者氏名 （注1）

年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付申請書

年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

平成〇年に、〇〇補助金により整備したFTTHケーブルテレビ網の幹線上に、土砂災害警戒区域に指定されている箇所があり、断線が想定されるため、△△地区から■地区へ異ルートを整備することでループ化を行う。併せて、当該土砂災害警戒区域を含む区域の既設伝送路が設置から〇〇年以上経過して老朽化しているため、当該既設伝送路の更改を行うことでより強じんな放送ネットワークの構築を図る。

また、◇◇地区は具体的な災害等は想定されないものの、他の代替情報伝達手段もなく、ケーブルテレビへの依存度が高いため、断線した場合重大な支障が想定されることから、☆地区から◇◇地区への異ルートを整備し、複線化を行う。

さらに、既存設備には監視制御機能がないため、監視制御機能を備えたノードを整備して、監視制御機能を強化する（サービスの高度化に伴い、ネットワークの監視機能の強化のために、ヘッドエンド側に遠隔制御機能を可能とする改修を行い、加入者宅の一部に遠隔制御機能を可能とする設備を設置する。）。

これに加え、災害時等における商用電源喪失時においても電源機能を維持するため、非常用電源設備を整備する。

2 交付を受けようとする補助金の額（注2） 金 □□□, □□□千円

3 補助事業の概要

- ☐ 別紙1 第1（地上基幹放送ネットワーク整備等事業）
- ☐ 別紙1 第2（地域ケーブルテレビネットワーク等整備事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業））
- ☐ 別紙1 第3（地域ケーブルテレビネットワーク等整備事業（共聴施設ネットワーク強靱化支援事業））
- ☐ 別紙1 第4（ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業）
- ☐ 別紙1 第5（ケーブルテレビネットワーク光化による耐災害性強化事業）
- ☐ 別紙1 第6（災害情報等放送・伝送システム整備事業（災害情報等放送システム整備事業））
- ☐ 別紙1 第7（災害情報等放送・伝送システム整備事業（災害情報等代替伝送システム整備事業））
- ☐ 別紙1 第8（ケーブルテレビ施設災害復旧事業）
- ☐ 別紙1 第9（「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業）
- ☐ 別紙1 第10（ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業）

☑ 別紙 1 第11（ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業）

4 添付資料

- (1) 別紙 2 地域防災計画について（共聴施設ネットワーク強靱化支援事業（別紙 2－1）、ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業（別紙 2－2）、ケーブルテレビネットワーク光化による耐災害性強化事業（別紙 2－2）、「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業（別紙 2－2）、ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業（別紙 2－2）又はケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業（別紙 2－2）のみ）

※ケーブルテレビ複線化等整備支援事業のため提出なし

- (2) 補助事業に要する経費の見積書

資料 9（見積書）

- (3) 別紙 3 工事概要書（注 3）

資料 10（工事概要書）

- (4) 補助事業を連携主体が行うものについては、

ア 当該補助事業を行う連携主体を構成する全団体を列記したもの

イ 本様式に従って交付申請書を提出する地方公共団体又は法人が、当該補助事業を行う連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注 4）

（注 1）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事、市町村長

」

地上基幹放送事業者、移動受信用地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表

代表者

」

と記載すること

（注 2）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

（注 3）地上基幹放送ネットワーク整備等事業については、工事を要しない場合は提出を要しない。

（注 4）連携主体を構成するすべての地方公共団体又は法人が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面

別紙 1

第 11 ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	(注) 〇〇県 〇〇市 〇〇市長 総務 太郎	実施する事業名を【●●事業】 と記載すること
補助事業の概要	【ケーブルテレビ複線化等整備支援事業】 平成〇年に、〇〇補助金により整備したFTTHケーブルテレビ網の幹線上に、土砂災害警戒区域に指定されている箇所があり、断線が想定されるため、△△地区から■●地区へ異ルートを整備することでループ化を行う。併せて、当該土砂災害警戒区域を含む区域の既設伝送路が設置から〇〇年以上経過して老朽化しているため、当該既設伝送路の更改を行うことでより強じんな放送ネットワークの構築を図る。 また、◇◇地区は具体的な災害等は想定されないものの、他の代替情報伝達手段もなく、ケーブルテレビへの依存度が高いため、断線した場合重大な支障が想定されることから、☆■地区から◇◇地区への異ルートを整備し、複線化を行う。 さらに、既存設備には監視制御機能がないため、監視制御機能を備えたノードを整備して、監視制御機能を強化する(サービスの高度化に伴い、ネットワークの監視機能の強化のために、ヘッドエンド側に遠隔制御機能を可能とする改修を行い、加入者宅の一部に遠隔制御機能を可能とする設備を設置する。) これに加え、災害時等における商用電源喪失時においても電源機能を維持するため、非常用電源設備を整備する。	
施設の設置場所	〇〇県〇〇市◇◇ 〇〇県〇〇市■● 〇〇県〇〇市☆☆	
着工予定日	交付決定後速やかに着工予定	
完了予定日	令和〇〇年〇月〇日	補助対象事業費を記載すること

(千円)

国庫補助金申請額 (事業費×補助率)		事業費
施設・設備費	□□□, □□□	△△△, △△△
用地取得・道路費		
企画・開発費		
合計	□□□, □□□	△△△, △△△

備 考

(注) 連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長
と記載すること。」

添付書類

【記載例】

全ての添付資料について、その名称及び資料番号を記載すること

資料 1 交付申請書

資料 2 補助事業の概要（交付申請書 別紙 1）

資料 3 整備計画書

資料 4 整備エリア図

資料 5 契約予定内容に関する調査表

資料 6－1 光ファイバーケーブルの整備（使用）計画

資料 6－2 芯線設計の基本的な考え方

資料 7 回線系統図

資料 8－1 装置系統図

資料 8－2 装置実装図

資料 9 見積書

資料 10 工事概要書（交付申請書 別紙 3）

資料 11 口座設置届

資料 11－2 ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業に係るオンラインによる処分通知等
に関する申出書

その他参考資料（ソフトウェアのⅡ 5－別表 1-2 との対応表等）があれば適宜追加。また、国土強
靱化地域計画への本事業の掲載は評価に加点されることから、計画が策定されている場合は忘れずに
添付（該当箇所が分かるようにすること。大部の場合は抜粋版でも可）すること。

整備計画書

朱書きは記載例及び注意事項のため、申請時は削除すること。

申請主体	申請主体名	〇〇県 〇〇市		
	代表団体の長名	〇〇市長 総務 太郎		
	担当者連絡先	〇〇部△△課 係長 総務一郎 電話：XXX-XXXX-XXXX、メール：*****@+++. jp		

事業概要	① 事業内容	実施する事業名を【●●事業】と記載すること 【ケーブルテレビ複線化等整備支援事業】 平成〇年に、〇〇補助金により整備した FTTH ケーブルテレビ網の幹線上に、土砂災害警戒区域に指定されている箇所があり、断線が想定されるため、△△地区から■地区へ異ルートを整備することでループ化を行う。併せて、当該土砂災害警戒区域を含む区域の既設伝送路が設置から〇〇年以上経過して老朽化しているため、当該既設伝送路の更改を行うことでより強じんな放送ネットワークの構築を図る。 また、◇◇地区は具体的な災害等は想定されないものの、他の代替情報伝達手段もなく、ケーブルテレビへの依存度が高いため、断線した場合重大な支障が想定されることから、☆■地区から◇◇地区への異ルートを整備し、複線化を行う。 さらに、既存設備には監視制御機能がないため、監視制御機能を備えたノードを整備して、監視制御機能を強化する(サービスの高度化に伴い、ネットワークの監視機能の強化のために、ヘッドエンド側に遠隔制御機能を可能とする改修を行い、加入者宅の一部に遠隔制御機能を可能とする設備を設置する。)。 これに加え、災害時等における商用電源喪失時においても電源機能を維持するため、非常用電源設備を整備する。 ・整備エリアのケーブルテレビに係る地域特性・現状やその課題 ・本補助事業での具体的な整備内容 ・同エリアの災害の危険性や、災害対策の必要性 等を具体的に盛り込むこと																					
	②事業費	(単位:千円) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費(全体)</th> <th>事業費(補助対象)</th> <th>補助金申請額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設・設備費</td> <td>〇〇〇, 〇〇〇</td> <td>△△△, △△△</td> <td>□□□, □□□</td> </tr> <tr> <td>用地取得費・道路費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画・開発費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>〇〇〇, 〇〇〇</td> <td>△△△, △△△</td> <td>□□□, □□□</td> </tr> </tbody> </table>				事業費(全体)	事業費(補助対象)	補助金申請額	施設・設備費	〇〇〇, 〇〇〇	△△△, △△△	□□□, □□□	用地取得費・道路費				企画・開発費				合計	〇〇〇, 〇〇〇	△△△, △△△
	事業費(全体)	事業費(補助対象)	補助金申請額																				
施設・設備費	〇〇〇, 〇〇〇	△△△, △△△	□□□, □□□																				
用地取得費・道路費																							
企画・開発費																							
合計	〇〇〇, 〇〇〇	△△△, △△△	□□□, □□□																				

1. ループ化等(自然災害など危険が想定されている箇所の強じん化)

想定箇所1 (複数箇所ある場合は 想定箇所2・・・と適宜追加すること)

(1) 想定箇所概要

① 断線が想定される箇所

■■地区

② ケーブルテレビ網の所有者(IRU 契約の有無等も記載)

〇〇市(☆☆ケーブルとIRU 契約を締結し、貸与)

③ ケーブルテレビ網の種類

有線(光ファイバー)

④ 断線により想定される支障

ア 支障内容

断線箇所から先の■■地区への情報遮断

イ 影響エリア世帯数

〇〇〇世帯

ウ 影響エリア加入世帯数(影響エリア加入世帯数／影響エリア世帯数)

〇〇〇世帯

エ 影響エリア加入率

〇〇%

⑤ 断線が想定される理由(水害等、ハザードマップ等で確認できるとなご良い)

ア 公的資料(ハザードマップ等がある場合)

土砂災害警戒区域に指定されている。(参考資料〇「ハザードマップ」参照)

イ 過去被害、頻度

平成〇年の梅雨時期の大雨により発生した地滑りの影響で有線網が断線し、復旧に12時間要した。

ウ その他(上記以外に理由がある場合、又は補足事項がある場合はこちらへ記載)

⑥ 当該断線による影響エリアにおける他の情報伝達手段の有無 (CFM、防災行政無線等)

無し。

(2) 整備網概要

① 整備網の種類

有線(光ファイバー)

② 整備場所・ルート

ア 整備場所・ルート

△△地区から■■地区への異ルートを整備し、ループ化する。

イ 整備場所・ルート選定理由

土砂災害警戒区域外であり、災害が想定されていないため。

③ 所要額(事業費)

〇〇〇, 〇〇〇千円

1-2. ループ化等(断線した場合重大な支障が想定される箇所の強じん化)

想定箇所1(複数箇所ある場合は 想定箇所2・・・と適宜追加すること)

(1) 想定箇所概要

① 重大な支障が想定される箇所

◇◇地区

② ケーブルテレビ網の所有者(IRU 契約の有無等も記載)

〇〇市(☆☆ケーブルとIRU 契約を締結し、貸与)

③ ケーブルテレビ網の種類

有線(光ファイバー)

④ 想定される支障

ア 支障内容

断線箇所から先に連なる世帯一帯への情報伝達が困難になる。

イ 影響エリア世帯数

〇〇〇世帯

ウ 影響エリア加入世帯数

〇〇〇世帯

エ 影響エリア加入率(影響エリア加入世帯数/影響エリア世帯数)

〇〇%

⑤ 重大な支障が想定される理由

当該影響エリアは難視地区であり、④エにあるとおりケーブルテレビへの依存度が高く、断線した場合影響エリア内住民の情報が遮断されるため。

⑥ 当該断線による影響エリアにおける他の情報伝達手段の有無(CFM、防災行政無線等)

無し。

(2) 整備網概要

① 整備網の種類

有線(光ファイバー)

② 整備場所・ルート

ア 整備概要・場所・ルート

☆■地区から◇◇地区への異ルートを整備し、複線化する。

イ 整備場所・ルート選定理由

災害等の影響が想定されていない最短のルートであるため。

③ 所要額(事業費)

〇〇〇, 〇〇〇千円

1-3. ループ化等と同時に行う老朽化した既設伝送路の更改

- (1) 既設伝送路の概要
 - ① ループ化等の対象区域
上記1. 想定箇所1
 - ② 上記ループ化等の対象区域における既設伝送路の設置後の経過年数
〇〇年
 - ③ 上記ループ化等の対象区域が含まれる条件不利地域の種類
過疎地域
- (2) 整備網概要
 - ① 整備網の種類
有線(光ファイバー)
 - ② 所要額(事業費)
〇〇〇, 〇〇〇千円

2. 監視制御機能の強化

- (1) 現状の監視制御機能の有無
無し。
- (2) (1)が「有り」の場合、その概要
- (3) 整備する監視制御機能の概要
 - ① 何ができるようになるのか
障害が発生した場合、ノード単位で範囲を特定できる。
加入者宅の端末の監視及び遠隔制御機能の実装。
 - ② 整備する設備
ノード、監視制御端末、Idp(認証認可システム)及びSMS(加入者管理システム)、
IP STB 集中遠隔制御システム(クライアントライセンス)、IP STB
 - ③ 設置場所
エリア内全体
●●ヘッドエンド、加入者宅
- (4) 監視制御範囲
 - ① 監視制御されるエリア世帯数
〇〇〇世帯
 - ② 監視制御されるエリア加入世帯数
〇〇〇世帯
 - ③ 監視制御されるエリア加入率
〇〇%
- (5) 所要額(事業費)
〇〇〇, 〇〇〇千円

3. 電源機能の維持に係る設備の整備	(1) 現状の電源機能の維持に係る設備(非常用電源設備・無停電電源装置等)の有無 無し。 (2) (1)が「有り」の場合、その概要 (3) 整備する電源機能の維持に係る設備(非常用電源設備・無停電電源装置等)の概要 ① 整備することにより、どう電源機能の維持に資するのか 整備前は、発動発電機がないため、電源喪失時は電源機能を維持することができなかったが、発動発電機を整備することにより、電源喪失時に放送を●時間継続することが可能になる。 ② 整備する設備 発動発電機 ③ 設置場所 ●●ヘッドエンド(●●県●●市■●) (4) 電源機能の維持に係る設備の整備により影響を受ける範囲 ① 電源機能の維持に係る設備の整備により影響を受けるエリア世帯数 ○○○世帯 ② 電源機能の維持に係る設備の整備により影響を受けるエリア加入世帯数 ○○○世帯 ③ 電源機能の維持に係る設備の整備により影響を受けるエリア加入率 ○○% (5) 所要額(事業費) ○○○, ○○○千円
4. 整備地域を管轄する市町村の条件不利地域の種類及び財政力指数	(1) 条件不利地域の種類 過疎地域(一部) (2) 財政力指数 ●. ●●(令和●年度)
5. 関連事業	※本事業と連携する事業や、時期を近接して実施予定のケーブルテレビ関連の事業等があれば記載。 また、国土強靱化地域計画に本事業に沿った内容の記載がある場合は、その内容を記載。未策定で今後記載の予定があり、事業の開始までに策定が完了する場合は、策定の予定時期を記載。 (国土強靱化地域計画の記載例) ○○地区「ケーブルテレビ複線化等整備支援事業」による幹線冗長化 ××地区「ケーブルテレビ複線化等整備支援事業」による監視機能強化 ■●地区「ケーブルテレビ複線化等整備支援事業」による電源機能の維持に係る設備の整備

※ 資料2の「添付書類」に全ての添付資料を記載できている場合は、下記割愛。

添付資料

- ・ 契約予定内容に関する調査表
- ・ 光ファイバーケーブルの整備(使用)計画について
- ・ 芯線設計の基本的な考え方について
- ・ 回線系統図
- ・ ネットワーク構成図
- ・ その他計画書の内容を補足する資料(ハザードマップ等想定される災害等を示す資料、ソフトウェアのⅡ-5別表1-2との対応表等)

全ての添付資料について
その名称及び資料番号を記載



【契約予定内容に関する調査表】（記載例）

- （１） 補助事業を行うにあたって予定している契約（分割発注を予定している場合は、契約毎に記入）を全て記入。

番号	契約名（予定）	契約の内容	契約の形態	見積社数	見積額（円）
1	令和○年度□□市△△地区ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	工事請負契約	一般競争入札	5	567,890,123
2	令和○年度□□市△△地区ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	随意契約	3	15,678,900
合計					583,569,023

注1 「契約の形態」は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約を記入。

注2 「見積者数」は、事業費を算出するにあたり、見積もりを取った者数を記入。

注3 「見積額」は、見積もりにより申請書を作成する際に採用した金額を記入。

注4 随意契約は、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合に限りできるものである。

- （２） 前記（１）の契約において、補助対象外の契約が含まれていれば、その契約内容を記入。

番号	契約名(予定)	契約の内容	見積額（円）	うち補助対象外見積額(円)
1	令和○年度□□市△△地区ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	工事請負契約	567,890,123	8,765,432
2	令和○年度□□市△△地区ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	15,678,900	234,500
合計			583,569,023	8,999,932

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

- （３） 前記（１）で随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠及びその理由を記入。

番号	契約名(予定)	随意契約を行う根拠 (地方自治法)	随意契約の理由
2	令和○年度□□市△△地区ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業に係る調査設計監理業務委託契約	地方自治法施行令第167条の2第○号	※具体的な理由を記載して下さい。

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

光ファイバーケーブルの整備(使用)計画について(記載例)

					新設・更改芯数		補助対象 芯数					補助対象外 芯数					
No.	区間	距離	全芯数	既設活用芯	芯数	テープ数	補助対象 芯数	放送使用芯	通信使用芯	余剰芯	補助対象 テープ数	補助対象外 芯数	その他使用芯	未使用芯	補助対象外 テープ数	備考	
1	A1～A2	100 m	80芯	0芯	80芯	(20T)	40芯	19芯	19芯	2芯	(10T)	40芯	38芯	2芯	(10T)		
2	A2～A3	50 m	80芯	80芯	80芯	(20T)	40芯	19芯	19芯	2芯	(10T)	40芯	38芯	2芯	(10T)	既存設備を活用するため、資材費は不要となり、工事費のみとなる。	
3																	
4	【例1】																
5	A100～A101	20 m	8芯	0芯	8芯	(2T)	4芯	1芯	1芯	2芯	(1T)	4芯	2芯	2芯	(1T)	より安価な、必要芯数の直近上位芯数の既製品8芯ケーブルを採用したため、補助対象余剰芯が発生。	
6																	
7																	
8	【例2】																
9	A100～A101	20 m	8芯	0芯	8芯	(2T)	6芯	1芯	1芯	4芯	(2T)	2芯	2芯	0芯	(1T)	より安価な、必要芯数の直近上位芯数の既製品8芯ケーブルを採用したため、補助対象余剰芯が発生。	
10																	
11																	
集計		190 m															

【定義】

○既設活用芯: 既設光ファイバーの未使用芯で、新たに今回の補助事業で使用する芯数。

○新設・更改芯数

・芯数: 補助事業で新設更改する芯数(①)

・テープ数: ①のテープ数

<補助対象 芯数>

○補助対象芯数: ①のうち、補助対象の芯数(②)

○放送使用芯数: ②のうち放送用として使用する芯数のうち、補助事業年度中に使用される芯数

○通信使用芯: ②のうち通信用として使用する芯数のうち、補助事業年度中に使用される芯数

○余剰芯: 補助対象として認めうる余剰芯数

(例) 既製品の4芯を購入した方が、必要芯数2芯ケーブルを特注で購入するより安価で調達できる場合に、必然的に余剰芯が発生する場合であり、かつ、過剰でない場合に限り補助対象余剰芯として認められる。

○補助対象テープ数: ②のテープ数

<補助対象外 芯数>

○補助対象外芯数: ①のうち、補助対象外の芯数(③)

○その他使用芯: 通信用以外の用途で使用される芯数

○未使用芯: 補助事業年度中に使用されない芯数

(例) 本来であれば40芯で足りるところ、将来の使用を見越し60芯敷設した場合、20芯が補助対象外の未使用芯。

(例) 既製品を購入したことで発生した補助対象外の未使用芯。

○補助対象外テープ数: 補助対象外芯数のテープ数

【注意事項】

・芯線設計の基本的な考え方について、別紙で説明すること。

・芯線についてはテープ数についても記載すること。(上記の例は4芯＝1テープ(T)の場合)

・添付図面: 回線系統図(資料7)と一致させること。

芯線設計の基本的な考え方について(例)

1. 芯線積算の基本的考え方について

光ケーブル: 必要芯数の直近上位芯数である4芯1テープを使用。

テープ数: 必要芯線数直近上位の芯数テープ数を整備。

必要芯線数: 積み上げ方式。

スプリッター: ○分岐スプリッターを基本とし、1クロージャーあたり最大○スプリッターを搭載。

2. 放送・通信用

放送・通信用・その他使用の芯線数: ○○を参考としながら、○○な地域事情に合わせ整備。

必要芯線数: ○○によりクロージャー設置位置を決定し、○○に応じたスプリッター数を算出。芯線数○○の芯線を整備。

【本事業により新設する芯線数】

・必要芯線数 放送用1芯＋通信用1芯＋その他用2芯

・敷設芯線数 8芯(8芯の光ケーブルが4芯光ケーブルよりも安価なため)

【残る4芯の考え方】

例1: 放送・通信とその他使用での芯数按分により、補助対象余剰芯2芯、補助対象外未使用芯2芯に按分。

補助対象余剰芯として整理された2芯については、申請書、事業計画書に記載された交付目的の範囲内で活用する。

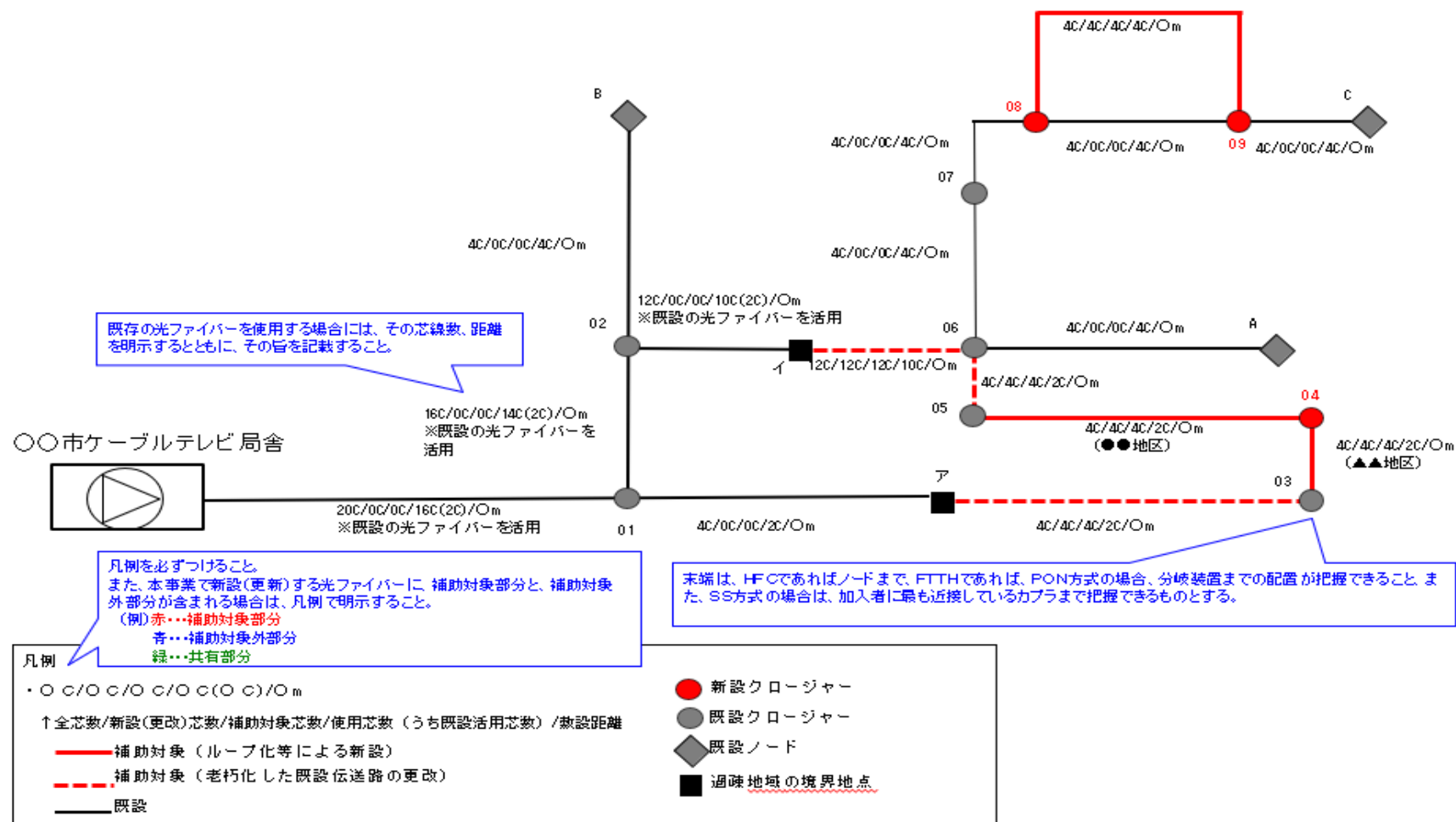
例2: 直近上位芯で整備したことにより発生した余剰芯のため、その全てを補助対象余剰芯へ計上。

なお、補助対象余剰芯として整理された4芯については、申請書、事業計画書に記載された交付目的の範囲内で活用する。

(記載イメージ)

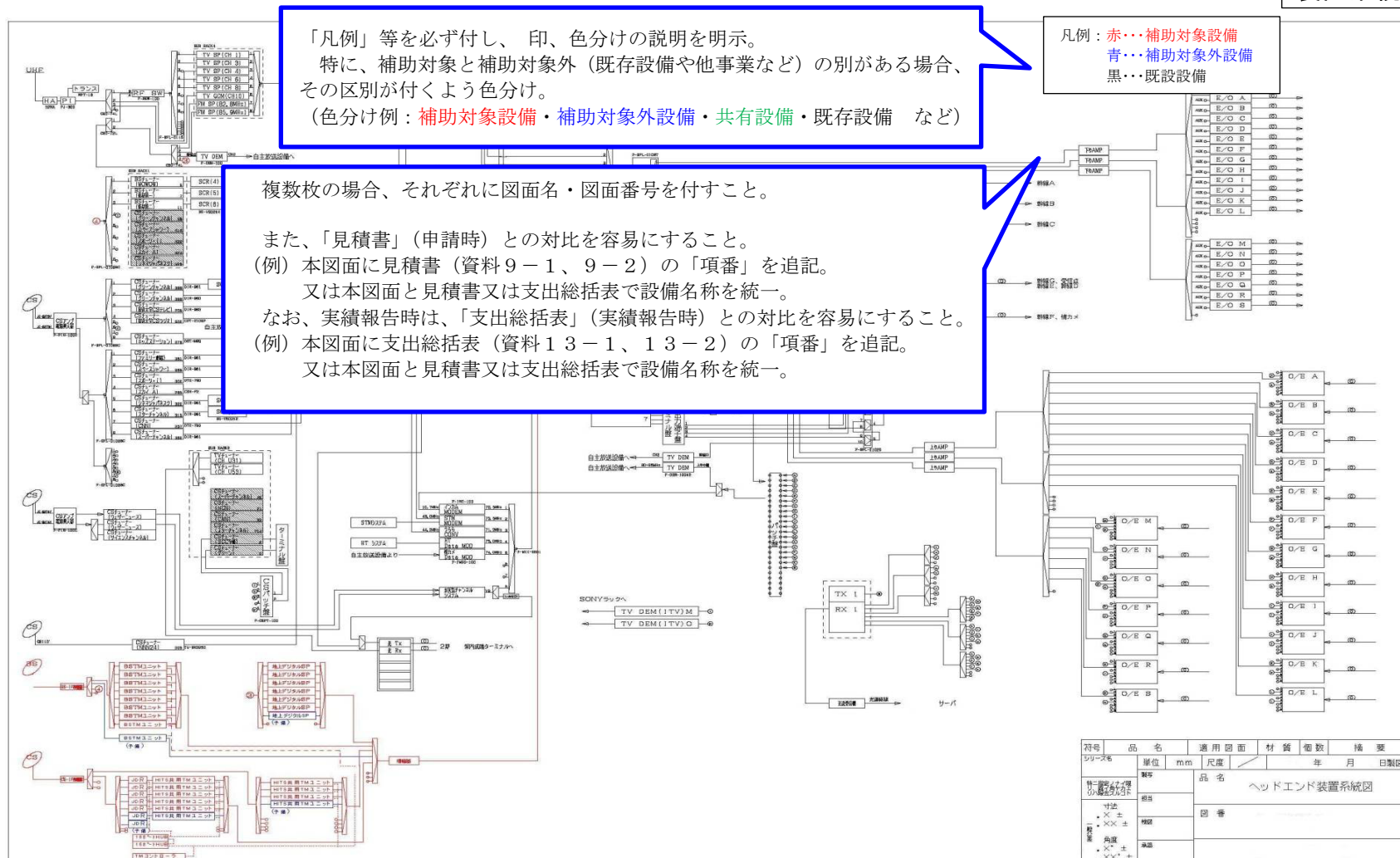
〇〇市回線系統図

○回線系統図については、各団体(事業者)の使用する様式を使用して差支えないが少なくとも以下の内容が分かるものであること。



資料8-1

装置系統図



資料8-2

装置実装図

「凡例」等を必ず付し、印、色分けの説明を明示。

特に、補助対象と補助対象外（既存設備や他事業など）の別がある場合、その区別が付くよう色分け。

（色分け例：補助対象設備・補助対象外設備・共有設備・既存設備 など）

凡例：赤・・・補助対象設備
青・・・補助対象外設備
黒・・・既存設備

複数枚の場合、それぞれに図面名・図面番号を付すこと。

また、「見積書」（申請時）との対比を容易にすること。

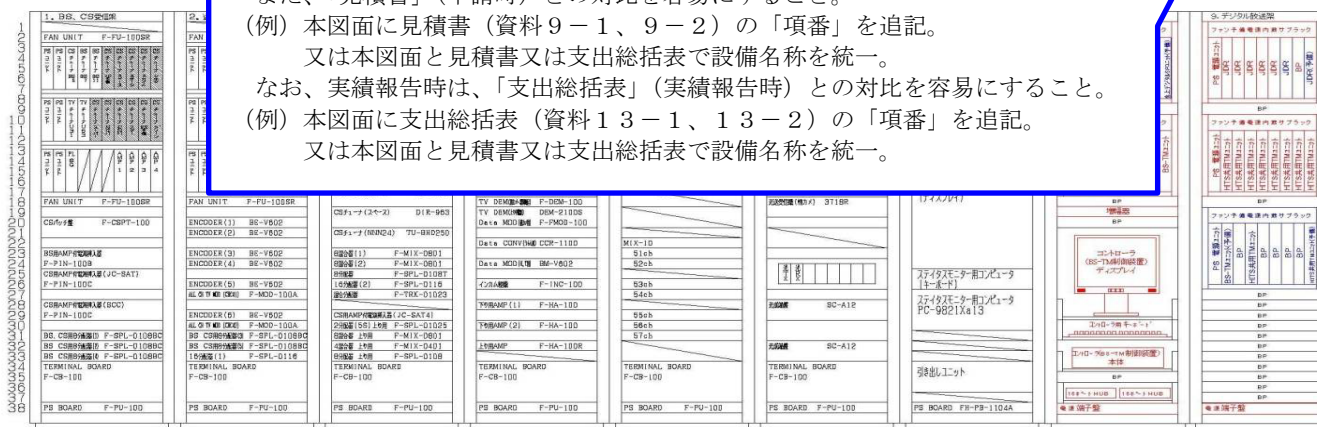
（例）本図面に見積書（資料9-1、9-2）の「項番」を追記。

又は本図面と見積書又は支出総括表で設備名称を統一。

なお、実績報告時は、「支出総括表」（実績報告時）との対比を容易にすること。

（例）本図面に支出総括表（資料13-1、13-2）の「項番」を追記。

又は本図面と見積書又は支出総括表で設備名称を統一。



符号	品名	適用図面	材質	数量	備考
シールド名	単位	mm	尺度	年	月
特記事項	品名	ヘッドエンド装置ラック実装図			
寸法	図番				
角度	承認				
寸法	承認				

見積書（記載例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇1-2-34
〇〇市長 〇〇 〇〇

件名: 令和〇〇年度 ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業(ケーブルテレビ複線化等整備支援事業)
地域: 〇〇市(△△地区)

見積額(全体) 〇(消費税別) 〇(消費税込み)
見積額(交付対象) 〇(消費税別) 〇(消費税込み)

【見積書 総括表】

項番		項目	全体(整備事業及び一体施工工事)					備考	補助対象部分					備考	補助対象外部分					備考
			数量	単位	単価	金額			数量	単位	単価	金額			数量	単位	単価	金額		
I		施設・設備費																		
1		施設・設備の資材費等				0						0						0		
	ア	局舎・センター施設				0						0						0		
	イ	鉄塔				0														
	ウ	外構施設				0														
	エ	伝送路設備				0														
	オ	無線アクセス装置				0														
	カ	送受信装置				0														
	キ	構内伝送路				0														
	ク	電源設備				0														
	ケ	監視制御・測定装置				0														
	コ	ヘッドエンド装置				0														
	サ	その他事業を実施するために必要な経費				0														
2		施設・設備の設置に係る工事費				0														
	ア	局舎・センター施設				0														
	イ	鉄塔				0														
	ウ	外構施設				0														
	エ	伝送路設備				0														
	オ	無線アクセス装置				0														
	カ	送受信装置				0														
	キ	構内伝送路				0														
	ク	電源装置				0														
	ケ	監視制御・測定装置				0														
	コ	ヘッドエンド装置				0														
	サ	その他事業を実施するために必要な経費				0														
3		附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の資材費等				0						0							0	
4		附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に係る工事費																		
		小計				0						0							0	
Ⅱ		用地取得・道路費																		
1		用地取得・道路費				0						0							0	
	ア	用地取得費(用地購入費)				0						0							0	
	イ	土地造成費				0						0							0	
	ウ	取り付け道路整備費				0						0							0	
	エ	附帯工事費				0						0							0	
		小計				0						0							0	
Ⅲ		共通経費																		
1		調査設計費				0						0							0	
	ア	調査設計費				0						0							0	
	イ	改修補強費				0						0							0	
	ウ	諸経費				0						0							0	
		小計				0						0							0	
		I～Ⅲの合計										0							0	
		出精値引き				0						0							0	
		出精値引き後				0						0							0	
		開算額				0						0							0	
		合計(税抜き)				0						0							0	
		消費税額				0						0							0	
		合計(税込み)				0						0							0	

◎見積書を作成した日付を必ず記入（見積有効期限を表示する場合は、2ヶ月程度の残日数があること）

◎見積書は
・総括表（総合計を記載したもの。本フォーマット。）
・内訳書（機器の詳細がわかるもの）
の2段階のものが必要。

◎本フォーマットを参考に作成すること。
必要事項があれば適宜項目を追加してよい。

◎なお、本様式は実績報告時の支出総括表（資料13）としても使用できる。

資料9-2

【見積書 内訳書】

項番	項目	全体(整備事業及び一体施工工事)					交付対象部分					交付対象外部分				
		数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考
I	施設・設備費															
1	施設・設備の資材費等				0					0					0	
	ア 局舎・センター施設				0					0					0	
	イ 鉄塔															
	ウ 外構施設															
	エ 伝送路設備															
	(線路設備)															
	1 光ファイバーケーブル(8芯)【○○地区～○○○○地区】		m													
	光ファイバーケーブル(○芯)【△△地区～△△地区】		m													
	2 光クロージャ (100接続以下)		台													
	3 光ドロップクロージャ		台													
	4 光クロージャ (カプ用)		台													
	5 光カプラ 8分岐		個													
	光カプラ 16分岐		個													
	6 融着スリーブ		本													
	7 鋼管柱		本													
	8 装柱材料(一般柱)		箇所													
	9 装柱材料(腕金柱)		箇所													
	10 スパイラルハンガー		本													
	11 接地材料		箇所													
	...															
	オ 無線アクセス装置															
	1 ○GHz無線アクセスシステム		台													
	2 ○GHz無線制御装置 8ノード		台													
	3 ○GHz帯無線制御装置		台													
	4 メディアコンバータ		台													
	...															
	カ 送受信装置															
	1 ○○サーバ		台													
	2 ○○用ソフトウェア		本													
	...															
	キ 構内伝送路															
	1 センター LANケーブル		m													
	2 サブセンター LANケーブル		m													
	...															
	ク 電源設備				0					0					0	
	1 センター受電設備		台													
	2 サブセンター受電設備		台													
	3 無停電電源装置(中容量)		台													
	4 無停電電源装置(小容量)		台													
	5 発動発電機		台													
	6 発動発電機(可搬型)		台													
	...															
	ケ 監視制御・測定装置				0					0					0	
	1 LOGサーバ		台													
	2 同上用ソフトウェア		本													
	...															
2	施設・設備の設置に係る工事費				0					0					0	
	ア 局舎・センター施設				0					0					0	
	イ 鉄塔				0					0					0	
	ウ 外構施設				0					0					0	

(注意事項)

◎「項目」欄に記載の具体的機器名は、記載のための例示であり、本補助事業において必ず補助対象となるものではない。

◎「項目」欄において「伝送路設備」や「無線装置」といった対象経費が確認できない記載や、「単位」欄において「1式」といった確認できない記載は原則行わないこと。
やむを得ず記載する場合でも、別紙をつけ、積算の中身を具体的に示すこと。

◎「項番」(例: I-1-1-カー1など)を「資料8-1(装置系統図)」及び「資料8-2(装置実装図)」の機器に付し、見積書上の整備機器が図面上でも把握できるように関連づけを行うこと。

◎「備考」欄には、費用按分の有無、按分方法、積算の根拠、その他必要事項を記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。

◎資材費と労務費の数量が対応関係にあるものは、数量について確認すること。

※このほかの注意事項については、実績報告時資料の資料13-1(支出総括表 総括表)、資料13-2(支出総括表 内訳書)もご参照ください。

	エ	伝送路設備 (線路設備)				0				0				0
		1 光ファイバーケーブル敷設	m			0				0				0
		2 光ファイバーケーブル 管内	人日											
		3 光クロージャ 設置	台											
		4 光カプラ設置	台											
		5 銅管柱	本											
		6 装柱材料(一般柱)設置	本											
		7 装柱材料(陶金柱)設置	人日											
		8 スパルハシカー設置	人日											
		9 接地工事	人日											
		10 光ケーブル接続工(〇テープ以下)	箇所											
		11 接続損失試験	人日											
		...	人日											
	オ	無線アクセス装置				0				0				0
		1 〇GHz無線アクセスシステム	人日											
		2 〇GHz帯無線制御装置	人日											
		3 モデムコンバータ	人日											
		...	...											
	カ	送受信装置				0				0				0
		1 〇〇サーバ設置調整	人日											
		2 〇〇サーバ 設定	人日											
		...	...											
	キ	構内伝送路				0				0				0
		1 センター 通信工事	人日											
		2 サブセンター 通信工事	人日											
		...	...											
	ク	電源設備				0				0				0
		1 センター受電設備工事	人日											
		2 サブセンター受電設備工事	人日											
		3 無停電電源装置(中容量) 設置工事	人日											
		4 無停電電源装置(小容量) 設置工事	人日											
		5 発動発電機 設置工事	人日											
		6 発動発電機(可搬型) 設置調整	人日											
		...	...											
	ケ	監視制御・測定装置				0				0				0
		1 〇〇サーバ設置調整	人日											
3		附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の資材費等納税額				0				0				0
		...												
4		附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に係る工事費				0				0				0
		...												
		小計				0				0				0
Ⅱ		用地取得・道路費												
1		用地取得・道路費				0				0				0
	ア	用地取得費(用地購入費)				0				0				0
	イ	土地造成費				0				0				0
	ウ	取り付け道路整備費				0				0				0
	エ	附帯工事費				0				0				0
		...												
		小計				0				0				0
Ⅲ		共通経費												
1		調査設計費				0				0				0
	ア	...												
	イ	改修補強費				0				0				0
		...												
	ウ	諸経費				0				0				0
	1	共通仮設費												
	2	現場管理費												
	3	一般管理費												
		小計				0				0				0
		I～Ⅲの合計				0				0				0
		出精値引き				0				0				0
		出精値引き後				0				0				0
		調整額				0				0				0
		合計(税抜き)				0				0				0
		消費税額				0				0				0
		合計(税込み)				0				0				0

別紙3

工事概要書

事業を行う者の名称

代表者氏名（注1） 総務 太郎

1 設置場所（注2） ○○県 ○○郡 ○○町 ○○丁目 ○○番地

2 建設用地

(1) 建設面積 ○○○. ○m²

(2) 海拔高 ○○○m

(3) 敷地の所有関係

☐ 購入☐ 借地県・市有地、その他（具体的に）の例
主な借地条件（借地料、借地期間等）

(4) 用地周辺の状況 平地、山地の別

取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等

(5) 開発規制の状況 地目 ○○○

開発規制指定解除の必要の有無

3 施設の内容

(1) 建物の構造等 ○○○○造 ○階建

(2) 建築面積 ○○○. ○m²(3) 延べ床面積 ○○○. ○m²

(4) 鉄塔の構造等 ○○○○型 高さ（地上高） ○○m

4 実施計画

(1) 着手（予定）年月日 ○○年 ○月 ○日

(2) 用地取得（予定）年月日 年 月 日

(3) 着工（予定）年月日 ○○年 ○月 ○日

(4) 完了（予定）年月日 ○○年 ○月 ○日

5 資金計画

総事業費を記載すること

（千円）

収入		支出	
財源内訳		経費区分	（事業費）
補助金	交付（予定）額	施設・設備費	▲▲▲, ▲▲▲
	□□□, □□□		
事業を行う者の負担額	予算額	用地取得・道路費	
借入金			
自己資金	◎◎◎, ◎◎◎	企画・開発費	■ ■ ■, ■ ■ ■
その他（ ）（注3）			
小計			
合計	○○○, ○○○	合計	○○○, ○○○

6 添付図面

(1) 用地付近の見取図

資料●●

(2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）

資料■■

（注１）連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長

」

と記載すること。

（注２）施設及び設備を設置する地下鉄、地下街、地下駐車場、道路又はトンネルに固有名称
が有る場合は、当該名称を付記すること。

（注３）財源の内容を記入すること。

令和 年 月 日

官署支出官

総務省大臣官房会計課長 殿

氏名

下記のとおり口座を設置（開設）したので届け出ます。

届出区分 (該当に○印)	新規・変更	変更の場合は旧債主コードを記入													
		旧債主コード													
口座名義	フリガナ														
	氏 名														
住 所	郵便番号														
	フリガナ														
	漢 字														
銀行等名称	銀行 金庫 農協 出張所														
預金種別 (該当に○印)	①普通預金（総合口座） ②当座預金 ③通知預金 ④別段預金														
口座番号	銀行番号 支店番号 口座番号 — —														
所 属	職 員	局 課（室）													
	委員等														
	法 人														

※太枠内を記入ください。

令和〇年度ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業に係るオンラインによる処分通知等に関する申出書

令和△年△月△日付け（【文書番号】により）申請した放送ネットワーク整備支援事業費補助金に係る総務省からの処分通知等に関して、次のとおり申し出ます。

補助事業者名	整備地域 (例：〇〇県〇〇市)	予算種別 (例：当初)	1. オンラインによる処分通知等に関する意向（オンラインによる通知を希望するものに「○」を記入してください。）														2. オンラインでの受取方法		3. 受信確認の連絡先	
			全ての処分通知等をオンラインで受け取ることを希望	次の処分通知等についてオンラインで受け取ることが希望													電子メールアドレスを記載してください。 (複数アドレス指定可)	担当部署	担当者名	電話番号
				交付決定通知書 (様式第2号)	交付決定変更通知書 (様式第5号)	事故報告に対する指示	事業の状況報告の要求	額の確定通知書 (様式第10号)	債権発生通知書	納付命令書	交付決定取消(変更)通知書	債権発生通知書	納付命令書	納付命令書	債権発生通知書	納付命令書				
			交付要綱第7条第1項の規定に基づく通知	交付要綱第9条第3項の規定に基づく通知	交付要綱第10条の規定に基づく指示	交付要綱第11条の規定に基づく要求	交付要綱第13条第1項の規定に基づく通知	交付要綱第13条第3項の規定に基づく返還命令	交付要綱第13条第4項の規定に基づく納付命令	交付要綱第15条第1項の規定に基づく取消し又は変更	交付要綱第15条第2項の規定に基づく返還命令	交付要綱第15条第3項の規定に基づく納付命令	交付要綱第15条第4項の規定に基づく納付命令	交付要綱第16条第2項の規定に基づく納付命令	交付要綱第16条第3項の規定に基づく納付命令					
			オンラインを希望しない理由：																	

・全てオンラインによる処分通知等を希望する場合は、「全ての処分通知等をオンラインで受け取ることが希望」のみを「○」とし、「次の処分通知等についてオンラインで受け取ることが希望」は空白としてください。

・一部のみオンラインによる処分通知等を希望する場合は、「全ての処分通知等をオンラインで受け取ることが希望」は空白とし、「次の処分通知等についてオンラインで受け取ることが希望」のうちオンラインを希望する処分通知等について「○」としてください。

・オンラインを希望しないものがある場合は、その理由も記載してください。

※原則として、オンラインでの受け取りを希望した処分通知等については、公印・契印が省略され、電子メールにより送付されます。



Ⅲ 交付決定

1 交付先の決定方法

申請内容を以下の観点等から総合的に審査を行い、交付先及び交付額を決定する。

- 交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致していること
- 整備計画実施の確実性、事業継続の確実性があるものであること
- 技術上・制度上実現可能なものであること

2 追加資料の提出等

交付額の決定は、提出書類に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を要請する。

3 申請内容の確認・採択・修正

総務省は、審査結果を総合通信局等を経由して、申請者あてに通知する。また、申請内容については、必要に応じて、申請者と総務省との間で調整の上、修正等を行うことがある。

4 交付手続き

（1）交付決定通知書の送付（交付要綱第7条（交付決定の通知））

交付決定を行う案件については、交付額を決定し、申請者に対して交付要綱様式第2号により交付決定通知書を送付する。

（2）補助事業の対象経費（交付要綱第4条（補助対象経費）、別表）

交付先は、本事業の実施に必要な経費として、交付要綱別表で定められた費目について補助金の支払いを受けることができる。（補助対象経費については、[Ⅱ. 5](#)（1）～（3）を参照のこと。）

（3）補助事業内容の変更（交付要綱第9条（変更等の承認））

交付決定通知書を受けた後、補助事業の内容を変更するときは、交付要綱様式第4号により総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的達成のために事業構成要素の相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合等、軽微な変更にあつてはその限りではない。

（4）補助金の支払い（交付要綱第14条（支払））

補助金は、交付決定内容に係る通知書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は原則として、事業終了後速やかに交付要綱様式第9号により実績報告書の提出を受け、交付要綱様式第10号により交付額を確定した後、交付要綱様式第11号により精算払いにより支払う。

5 事業の実施

（1）取得財産の取扱（交付要綱第19条（直接補助金交付の際付す条件））

取得財産等については、取得財産等管理台帳（[Ⅴ 2－別紙](#)）によって管理すること。また、補助金事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

総務省所管補助金等交付規則別表に定める処分制限期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。（[Ⅵ](#) 参照）

（2）取得財産の処分による収入の納付（交付要綱第19条（直接補助金交付の際付す条件））

取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、又は一部を国に納付させることがある。

6 報告

（１）状況報告（交付要綱第１１条（状況報告））

交付先においては、補助事業の進捗状況及び収支の状況について確認するため、状況報告を求めることがある。また、実績報告を行った後も、事業の継続的な運営に取り組み、適宜、総務省の求めに応じて、本事業に関する定量的効果データや課題等について、交付要綱様式第８号の様式により総務省に報告を行うものとする。

（２）実績報告（交付要綱第１２条（実績報告））

交付先は、補助事業が完了したときは、すみやかに交付要綱様式第９号により実績報告書を総務省に提出しなければならない。

IV 交付決定後について

1 契約について

補助事業者が補助事業を遂行する際は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、誠実に補助事業を行うように努めるとともに、補助事業を遂行するために行う契約形態については、「恣意的な調達先の選定」、「身内・利害関係者への発注」、「不適正に高額な価格での調達」等とならないよう十分留意すること。

補助事業の各種契約（委託契約・請負契約等）の締結日は、総務省の交付決定通知日以降であり、単年度契約でなければならない（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、補助金の対象事業費とは認められない。）。また、契約の完了日は、交付申請書に記載の完了予定日以前でなければならない。

契約形態については、地方公共団体においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条及び167条の2の規定により原則として一般競争入札とする。また、指名競争入札又は随意契約は、地方自治法施行令第167条又は同条の2の各号に掲げる場合のみとすること。

第三セクター又は民間事業者のケーブルテレビ事業者が補助事業を遂行するために行う契約については、地方公共団体が行う契約形態に倣って、原則として一般競争入札により実施することが求められる。ただし、一般競争入札に付することが想定しにくいケースもあることから、その場合は、複数社から見積書の提出を求めるなど、競争原理の中で選定すること。

なお、実施主体が市町村、第三セクター又は民間事業者であるかを問わず、随意契約とする場合にはその理由がやむを得ないものであるのかどうかを明確にすること。

例：不適当な契約事例

- ① 交付決定を受けた A 市で補助事業の要件を満たす事業の一部を実証実験として既に実施している B 社に対し、最も効率的に事業を実施することができることを理由に、A 市が B 社と随意契約を行った

（不適当な理由）B 社が、A 市で既に実証実験を行っていたことをもって A 市が B 社と随意契約を結ぶことは、「恣意的な調達先の選定」、「利害関係者への発注」といった観点から問題である。複数社が入札できる環境を設けた上で、一般競争入札を行うことが必要である。

- ② 入札を行うことを広く一般に周知せず、複数社から見積書を入手し、最低価格の業者と契約を締結した

（不適当な理由）上記の手続きは、「随意契約」に該当するものであり、一般競争入札を活用できない明確な理由がない場合は、入札を行うことを広く周知した上で、一般競争入札を行うことが必要である。

2 計画変更等について

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 経費の配分を変更するとき。ただし、別表に掲げる経費区分相互間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20パーセントを超えるもの以外の軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部変更である場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止(廃止)承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 大臣は、第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容(第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第4項の規定を準用するものとする。

(1) 計画変更承認が必要な内容

- ア 交付要綱第9条(1)に基づく別表(第4条関係)に係る経費区分相互間における増減であって、それぞれの分配金のいずれか低い額の20%を超える額の流用増減。
- ・1つの区分(施設・設備費のみ等)しか経費区分がない場合は該当しないので、下記イにより判断すること。
 - ・事業内容の軽微な変更により事業費が増減するもの及び入札(企画競争による随意契約を含む)のみによる減額は当てはまらない。
- イ 事業内容を変更するとき
- ・当初の交付決定の目的(申請書記載の補助事業の目的)を変更する、又は内容を大幅に変更するもの。(下記(2)の「軽微な変更」に該当しない場合は、総務省に相談すること。)

交付申請及びそれに伴う交付決定は、補助事業の具体的な実施内容と事業費を決定するものである。したがって、交付決定後に実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずしては認められない点、留意されたい。(II 7 (交付申請にあたっての留意点))

なお、審査にあたって総務省において、交付要綱様式第4号による変更承認申請を受理するとともに、変更理由書ほか変更内容が把握できる書類(様式については申請書に倣うこと)を確認する。

(2) 軽微な変更

軽微な変更とは、当初の交付決定の目的・内容の変更を伴わない工事細部の変更をいう。軽微な変更にあたるかどうかの判断が困難な場合は、総務省に相談すること。また、実績報告の際にも以下の書類を添付すること。

総務省と協議せずに計画を変更し、実績報告時に変更が明らかとなった場合、当該変更分については補助対象外となる場合がある。

- ・変更理由書
- ・申請書の内容のどこが変更になったか分かる資料(新旧対照表)
- ・見積書については申請時と変更後の相違表
- ・申請時と変更後の図面

(軽微な変更と認められる場合の例)

補助事業の目的・内容にもよるが、例えば以下のような場合が考えられる。

○事業目的やサービスエリアの変更を伴わず、経費区分の額の増減が20%以下の場合であって、能率的な事業の目的達成に資する以下の変更

- ・伝送ルートの小幅な変更
- ・実地調査を踏まえた設置設備数の減少
- ・設備の同等品への変更
- ・機器の設置場所の変更
- ・LAN配線の変更 等

(3) 事業の中止、廃止について

補助事業者等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省に相談すること。

(4) 事故報告について

補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、総務省に相談すること。なお、補助事業の完了とは、交付決定の対象となった事務事業が完全に終了（単に工事が完了するだけでなく、整備された設備等が地域や住民等に対してサービス等を提供できる状態になっていることをいう。）していることを指す。

(5) 交付決定の取消しについて

補助事業者の責に帰すべき場合には適正化法第17条、帰すことのできない場合には適正化法第10条により取り消すことがある。

3 差金回収について

（状況報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

限られた予算でより多くの要望団体を採択するため、交付決定の際には、入札差金を回収する旨の条件を付すことがあるので留意のこと。

(1) 入札差金の回収手続き（入札差金の調査・報告）

交付決定済の補助事業者に対しては、総務省が実施する「補助事業に係る契約状況の把握に関する調査」に併せて、必要に応じて当該時点における入札差金の調査を行うものとする。

補助事業者は、総務省からの求めに応じて当該時点における入札差金の状況を報告すること。

また、交付決定済の補助事業者に対し、交付要綱第11条に基づき様式第8号による入札差金の額の調査を行うこともあるので留意すること。

(2) 採択案件の交付決定額の変更

① 交付決定額の変更

差金の回収に同意した補助事業者は総務省に対して交付決定額変更申出の提出を行うこととし、総務省において交付決定額の変更通知を発出する。

② 以降の手続きにおける留意点

交付決定額変更以降の手続き（例：実績報告）における申請額は全て変更後の額を用いること。

V 実績報告事務マニュアル

1 実績報告書の作成について

(1) はじめに

実績報告書（以下、「報告書」という。）は、補助事業が交付決定内容に適合的に遂行されているか確認するものである。

(2) 実施確認

報告内容が事実であるかどうかを確認するため、できる限り補助事業を実施した事実を目視すること。

また、整備した機器は必ず「令和○年度当初予算ケーブルテレビ複線化等整備支援事業」等と表示されているかどうか確認すること。

注1：表示は、適宜のラベルを機器に直接貼付したものとする。（幹線ケーブル等は表札等で適宜表示）

注2：実績報告した事実に基づいて、別途、総務省、会計検査院の実施検査等が行われる場合がある。その際、事実と反することが判明した場合、補助金の返還を求める場合があるので注意のこと。

□報告書の作成のポイント

ア 申請時の目的・内容と相違がないか。

交付申請書の目的・内容どおりに補助事業が完了していること。

イ 補助事業の内容等に変更がある場合、必要な手続きが行われており、変更承認の内容のとおり事業が完了しているか（あらかじめ承認を得ていない変更は認められないため、当該変更部分は補助対象外となる。）。

ウ 業者からの請求書（領収書）の内容は適正か。（[V 1－別紙1](#)参照）

エ 添付図面は事実を的確に示しているか。（[V 1－別紙2](#)参照）

オ 写真では、図面と整備した機器が一致しているか。（[V 1－別紙3](#)参照）

(3) 提出書類（[V 1－別紙4](#)参照）

報告書は次の順に編さんすること。

- ① 報告書（交付要綱様式第9号・[資料1 2](#)）
- ② 支出総括表及び支出内訳表（[資料1 3－1](#)、[資料1 3－2](#)）
- ③ 支出総括表差異表（[資料1 4－1](#)、[資料1 4－2](#)）
- ④ 工事請負契約等に係る総括表（[資料1 5](#)）
- ⑤ 実施した事業の概要が把握できる図面等（交付決定時及び実績報告時の2種。[資料4](#)・[7](#)・[8－1](#)・[8－2](#)等を参考にして作成すること。）
- ⑥ 光ファイバーケーブルの整備（使用）計画について（[資料6－1](#)。実績報告の際は実際に整備された芯線についての説明を記載すること。）
- ⑦ 芯線設計の基本的な考え方について（[資料6－2](#)。実績報告の際は実際に整備された芯線についての説明を記載すること。）
- ⑧ [Ⅱ. 5 別表1・2](#)との対応表（ソフトウェアを調達した場合。）
- ⑨ 口座設置届（交付決定時と変更がある場合のみ。[資料1 1](#)）
- ⑩ 契約先選定に関する書類（競争的選定を行った場合：一連の契約手続きを示す書類、随意契約の場合：選定理由書及び発注経費の妥当性を証する書類）
- ⑪ 調達を行った場合は、その事業者（以下、単に業者）との契約書の写し
- ⑫ 業者からの請求書又は同領収書の写し（その算出内訳が分かるものを含む）

- ⑬ 検査調書及びそれに類する書類の写し
- ⑭ I R U等によりサービスが行われる（見込みの）場合、当該サービス実施を証する書類
- ⑮ 完成写真（[資料 1 6](#)）

注 1 報告書の内容、申請時の事業の目的・概要、請求書（内訳）、添付図面等は内容を必ず一致させること。

注 2 補助事業に関連し、又は重複する国の事業がある場合は、その区分が分かる施設概要図に各々の補助事業の対象箇所が分かるように色分け等すること。また単独事業がある場合や既存設備を活用する場合も同様。

（４）提出方法

補助事業が完了した日¹から 1 箇月を経過した日又は翌会計年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに管轄の総合通信局等へ「（３）提出書類」に掲げる書類を提出すること（但し、できるだけ早期の提出に努めること。修正期間を考えると締め切り日の 2 週間前までに提出することが望ましい。締め切り日時点での提出書類の内容が不十分である場合は、補助金支給が滞る場合がある。）。なお、年度末は審査が集中するため、さらに時間に余裕をもって提出されたい。

（５）実績報告書提出後の事務手続き

実績報告書提出後、内容の審査を経て総務省から「補助金の額の確定通知書」が送付された際には、速やかに「補助金精算払請求書」（交付要綱様式第 1 1 号）を提出すること。

¹ 事業が完了した日：交付決定の対象となった事務事業が完全に終了（単に工事が完了するだけでなく、整備された設備等が地域や住民等に対してサービス等を提供できる状態になっていることをいう。）したとき。

業者からの請求書（領収書）の審査について

1 はじめに

交付要綱の様式第9号では、施設整備工事代金等の「請求書の写し」又は「同領収書の写し」となっている。先に提出されている申請書に添付した見積書の明細と比較し、実績が交付申請の目的・内容と相違無いものかどうかを必ず確認すること。確認にあたっては、[II 7の交付申請書の作成と確認のポイント](#)を参照のこと。

2 請求書（領収書）の内容について

(1) 留意事項（以下「請求書」には、「領収書」の内容を含む。）

- ア 請求書は、実際に工事を請け負い、代金の支払いを請求する業者が作成したものとする。
- イ 請求書は、請求額を記載した「請求書鑑」と積算根拠の詳細がわかる「請求内訳」を提出すること。それをもとに、補助事業と他事業の費用按分等が分かる支出総括表（[資料13](#)）、交付申請時の見積りと請求書の内容の差異が分かる表（[資料14](#)）、工事請負契約等に係る総括表（[資料15](#)）を作成するものとする。都合、請求書については内訳も[資料13](#)・[資料14](#)の内訳と記載が一致するものとする。
- ウ 請求内訳は実績額の算出根拠として正確な積算を行ったものを添付すること。

(2) 審査すべき内容

基本的には交付申請時に倣って審査のこと。但し、以下の項目については、特に注意すること。

- ア 交付申請（変更承認があった場合は、変更承認申請）の内容と相違がないか。軽微な変更については、事前に総務省に確認をとった事項も含め、[資料14](#)の差異表に理由を記載すること。
- イ 積算内容が適正か。
 - ① 縦計、横計を入れて積算に誤りはないか検査すること。
 - ② 内容を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく高い金額となっていないかどうか確認。
 - 機器類の金額（単価）が異常に高くなっていないか。
 - 管理費等の諸経費の割合が異常に高くないか。
 - 〇〇一式△△円となっている場合、その内訳を確認。
- ウ 記載内容に誤りはないか。

① 項目別経費一覧

- ・ 請求書の金額を要綱上の経費の項目別経費の表に分類して記載する。

② 請求書かがみ

- ・ 事業者名（代表者名も必要）
- ・ 日付（請求日は事業者が実績報告を提出する日以前となっていること。）
- ・ 工事名（「令和〇年度当初予算ケーブルテレビ複線化等整備支援事業」）の表記があること。）

③ 請求内訳

- ・ 経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。（見出し番号を付記し、数字の流れをわかりやすくすることが望ましい。）
- ・ 機器等の単価が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。
- ・ [資料13](#)・[資料14](#)の内訳と記載が一致するものとする。もし、項目が一致しない場合は、支出総括表内訳書（[資料13-2](#)）の項番との対応表を追加等すること。

エ 補助対象とならない経費が含まれていないか確認をすること。

オ その他

- ① 明細の付属資料として機器の仕様書は不要。
- ② 工事契約関係の書類の提出を交付要綱で義務付けていないが、それらの書類を提出し、交付決定後に契約が行われているか確認すること。
- ④ 分割払いの場合、各請求書の合計金額が契約金額と一致しているか確認すること。

添付図面の構成及び留意点について

1 考え方

添付図面は、補助事業の内容を把握できるものとする。詳細なものは必要ない。添付図面には「図面名」「凡例（印、色等の説明書き）」等を必ず記載し、補助事業対象となる部分を色分け等すること。確認にあたっては、[Ⅱ 7 の交付申請書の作成と確認のポイント](#)を参照のこと。

※第〇期工事等と複数の工期がある場合、補助事業にて整備する部分ができるようになること。

2 構成及び留意点

添付図面は、用地付近の見取り図、設計の概要図で構成すること。

(1) 用地付近の見取り図

補助事業により整備されるエリア、センター施設等を色でマークすること。

その際は、必ずセンター（サブセンター）の位置を記入すること。

① 幹線等の整備

- ・ 5 万分の 1 程度の地図で、今回の補助事業によりサービスを行うことのできるエリアを色でマークする。

（整備するエリアにより地図の縮尺は自由に変更してよい。）

- ・ 光ファイバー等ネットワークの敷設状況、ノードの配置等が把握できる程度とすること。
- ・ 公共施設・学校と接続する場合は、位置を示すこと。

② センター施設の整備

- ・ センター施設（局舎）の新築・改築等をする場合、その状況がわかるようにすること。
- ・ 他の事業との合築の場合、それがわかるように表示する。

③ ヘッドエンド・監視制御装置・電源設備等の整備

- ・ 機器の設置状況がわかる図面

④ 用地・道路の整備

- ・ 購入する用地全体がわかる図面。図面には整備するセンター施設等を記載し、その用地が必要最低限であることを示すこと。

(2) 設計の概要図

① 幹線等の整備

- ・ ヘッドエンド系統図
- ・ 光ファイバー等ネットワーク系統図は芯線数（使用芯数/敷設芯線数）、距離がわかるように記載すること。また、ラック等における機器配置も分かるようにすること。

※ F T T H のうち、P O N 方式の場合、分岐装置までの配置が把握できること、また、S S 方式の場合は、加入者に最も近接しているクロージャーまで把握できるものとする。

※ H F C 等における同軸系統図の提出は不要とする。

② センターの整備

- ・ 建物内のレイアウトを表示。（室名も記載。）

③ ヘッドエンド・監視制御装置・電源設備等の整備

- ・ システム系統図等その他必要な図面

添付写真について

1 作成の考え方

整備した機器の事実を確認できるものとする。補助対象の範囲がどれかわかるよう赤枠で囲む等、印をつけること。黒板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認すること。

以下の写真は不要。

- ・テレビ受像器による画質調整状況の写真
- ・材料検収用写真、作業前、作業中の写真

なお、補助事業すべての機器の写真を提出する必要はないが、補助事業者は可能な限り現地確認を行い、補助事業の実施状況を確認し、内容の把握に努めること。

2 写真作成の注意点

(1) 写真の種類

フィルム写真、デジタル写真によるカラー撮影とする。

注 写真は経年変色しない用紙で提出すること。

(2) 編さん方法

写真はクリアシート等で整理し、機器名、設置場所等の説明を各写真の見出しに入れること。

なお、写真に補助事業により整備した機器と別の機器が混在して写っている場合は、どの機器かわかるように、シートの上、又は写真に油性サインペン等で囲むこと。

(3) 添付図面との符号

撮影した機器の位置を添付図面の見取り図で確認できるようにするため、添付図面に撮影番号を表示し、写真の見出しにも入れて対応させること。

3 撮影方法

(1) 屋内に設置されている機器の場合

基本的には、機器の設置が分かるように撮影すること。施設フロア全景→個々の機器の設置全景及び個々の機器の拡大写真、のように段階を経て撮影すること。既存設備、補助対象以外の機器が写真内に写っている場合は、補助金で整備した機器がどれかわかるよう赤枠で囲む等、印をつけること。

(2) 屋外に設置されている機器・ケーブルの場合

すべての機器について写真を撮る必要はない。ネットワークのループ化等（既設伝送路の更改を併せて行う場合はそれを含む。）又は監視制御機能の強化の状態を確認するのに必要な箇所のみで構わない。

ア 単価50万円以上の機器

地面から空中に架けられている全景＋機器の拡大写真

イ 単価50万円未満の機器

地面から空中に架けられている全景を撮影し、該当機器に印を付けること。

ウ ケーブル本体

アンプ等機器と兼ねて撮影されていれば良いが、途中の機器がない場合は、ケーブル分岐等のポイントになる部分のケーブル（電柱部分）を撮影すること。

(3) センター施設・用地等について

センター施設については、センター工事終了後、その外観と各室の写真とする。用地等の取得があった場合は、センター工事終了後の写真とし、用地が適度な広さであることを確認すること。

実績報告書類一覧表

提出書類	書式	紙媒体 ※1	電子ファイル		注意事項
			ファイル名 ※2	ファイル形式 ※3	
報告書 (様式第9号)	資料12	・A4判片面印刷	〇〇01 報告	MS-Word	
支出総括表及び支出内訳表	資料13-1 資料13-2	・片面印刷	〇〇02 支出総括	MS-Excel	
支出総括表差異表	資料14-1 資料14-2		〇〇03 支出差異	MS-Excel	・ 交付申請時と数量や単価に変更がある場合は、差異理由書にて理由を記載すること。なお、入札による単価減など、軽微な理由は備考に記載いただいても構いません。
工事請負契約に係る総括表	資料15		〇〇04 契約総括	MS-Excel	
実施した事業の概要が把握できる図面等	資料4 資料7 資料8-1 資料8-2 等		〇〇05 図面	MS-Power Point、 Adobe PDF 等	・ V 1－別紙2 参照
光ファイバーケーブルの整備(使用)計画について	資料6-1		〇〇06 ファイバー	MS-Excel	・ 実績報告の際は実際に整備された芯線についての説明を記載すること。交付申請時から変更があった箇所は赤字等一目で分かるようにすること。
芯線設計の基本的な考え方について	資料6-3		〇〇08 芯線	MS-Word	・ 実績報告の際は実際に整備された芯線についての説明を記載すること。
Ⅱ. 5 別表1・2との対応表(ソフトウェア関係)	様式適宜		〇〇09 ソフト	MS-Word、MS-Excel 等	
口座設置届	資料11	・A4判片面印刷	〇〇10 口座	MS-Word	・ 交付決定時と変更がある場合のみ。
契約先選定に関する書類	様式適宜		〇〇11 契約選定	MS-Word、MS-Excel、Adobe PDF 等	・ 競争的選定を行った場合：一連の契約手続きを示す書類 ・ 随意契約の場合：選定理由書及び発注経費の妥当性を証する書類
業者との契約書の写し	様式適宜		〇〇12 契約書	Adobe PDF 等	
業者からの請求書又は領収書の写し	様式適宜		〇〇13 請求領収	Adobe PDF 等	・ V 1－別紙1 参照
検査調書及びそれに類する書類の写し	様式適宜		〇〇14 検査	Adobe PDF 等	
IRU 等によりサービスが行われる(見込みの場合、当該サービス実施を証する書類	様式適宜		〇〇15 IRU	Adobe PDF 等	
完成写真	資料16		〇〇16 写真	MS-Excel、Adobe PDF 等	・ V 1－別紙3 参照
参考資料					

- ※1 すべて A4 判で提出すること。ただし、図表等で A4 判ではあまりに文字等が小さくなり読めない場合は、その資料に限り A3 判で提出すること。
- ※2 ファイル名の〇〇の部分は〔申請主体名〕とする。申請主体名は略称で可。また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。 例： 総務市 10 報告.docx
同じ種類の書類のファイルが複数分かれる場合は、末尾に連番の数字を付けること 例： 総務市 050 図面 01.pdf、総務市 050 図面 02.pdf、総務市 050 図面 03.pdf、…
- ※3 フォーマット形式は Windows OS に対応したものとする。また、**必ず指定のファイル形式で提出すること。**

2 経理等について

(1) 補助金の支払い

総務省から額の確定通知書により補助金額が通知される。これを受けて補助事業者は、要綱第14条第2項に定める「補助金精算（概算）払請求書」（様式第11号）を、総合通信局を通じて提出すること。

総務省では、提出された書類確認後、申請時に提出された「口座設置届」の口座に補助金を振り込む。

(2) 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

補助事業者において、補助事業完了後、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに交付要綱第16条の規定により「消費税額の額の確定に伴う報告書」（様式第12号）を総務省に提出しなければならない。総務省ではこの報告書を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めることとする。特別会計で運営するなど課税対象の地方公共団体は報告書の提出が必要となるので注意のこと。

(3) 補助事業の経理

経理は明確に区分し収支の状況を会計帳簿により明らかにし、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(4) 補助事業で整備した物品の管理

取得財産等管理台帳を作成し、管理すること（[V 2－別紙](#)参照）。

① 「取得価格」とは、財産を取得するために生じた全ての費用の合計とすること。

※例：設備費＋工事費＋用地取得・道路費＋共通経費

・工事費や共通経費において、他の財産と切り分けができない項目がある場合は、費用按分等を実施すること

② 「取得年月日」とは、財産の所有権を有する日（検査合格後の引き渡し日）とすること。

③ 「処分制限期間」とは、本事業は直接補助のみとなるため、交付要綱第19条第1項及び補足事項2（2）により、「総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）」の第8条別表に定める期間とすること。

また、各物品には、必ず「令和○年度当初予算ケーブルテレビ複線化等整備支援事業」等の表示（適宜のラベルを機器に直接貼付）を行い、おって実施される検査等で整備した物品の所在を速やかに目視・確認できるようにすること。

(5) 補助事業により取得した財産の処分

補助金にて整備した施設・設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、取得価格の多寡にかかわらず、あらかじめ総務省に相談をすること（[VI 財産処分について](#) 参照）。

<例>

																							全体額										うち補助対象経費										(単位：円)									
財産項目	数量	単位	設備費	雑材料費 (按分)	工事費	雑工事費等 (按分)	直接工事費	諸経費	取得価格	設備費	雑材料費	工事費	雑工事費等	直接工事費	諸経費	取得価格	取得年月日	処分制限期間	財産種目	保管場所	補助率	備考																														
																			</																																	

様式第9号（第12条第1項関係）

 番 号
 年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1）

年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金補助事業（年度終了）実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、 年度における実績について、放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の区分

2 補助事業の実施状況

（千円）

交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 （累計）	補助金交付 実績額

3 事業の実施状況（注2）

補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工日	
完了日	

4 事業収支総括表

(円)

収 入			
補助金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
補助事業者の負担額	予算額		実績額
借入金			
自己資金			
その他() (注3)			
小計			
合計			

(円)

支 出		
経費区分	予算額	実績額 (支出額合計)
施設・設備費		
用地取得・道路費		
企画・開発費		
合計		

- 5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真
- (3) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

(注1) 地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表

市町村長

」

と記載すること。

(注2) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

(注3) 財源の内容を記入すること。

資料13-1

支出総括表(記載例)

本表の作成日を記入したか。
補助事業者名、代表者名を記載したか。

令和〇年〇月〇日
〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市1-2-34
〇〇市長 〇〇 〇〇

件名: 令和〇年度 ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業(ケーブルテレビ複線化等整備支援事業)
地域: 〇〇市(△△地区)

「地域」→資料12「報告書」内、「3 事業の実施状況」の「施設の設置場所」を指す。

請求額(全体) 114,000,000(消費税別途) 125,400,000(消費税込)
請求額(交付対象) 104,000,000(消費税別途) 114,400,000(消費税込)

交付対象の税抜額(市町村が実施主体の場合は、税込額)
→資料12「報告書」内、「4 事業収支総括表」の「収入」・「支出」表の
実績額(合計)と同額か。

【支出総括表 総括表】

項番	項目	全体(補助事業及び一体施工工事)					補助対象経費					補助対象外部分(一体施工工事)				
		数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考
I																
1	施設・設備の資材費等															
	ア 局舎・センター施設															
	イ 鉄塔														0	
	ウ 外構施設														0	
	エ 伝送路設備														0	
	オ 無線アクセス装置	1	式	20,000,000	20,000,000	一部補助対象外	-	-	-	10,000,000		-	-	-	10,000,000	
	カ 送受信装置														0	
	キ 構内伝送路	1	式	30,000,000	30,000,000		1	式	30,000,000	30,000,000					0	
	ク 電源設備	1	台	1,000,000	1,000,000		1	台	1,000,000	1,000,000					0	
	ケ 監視制御・測定装置	1	式	50,000,000	50,000,000		1	式	50,000,000	50,000,000					0	
	コ ヘッドエンド装置														0	
	サ その他事業を実施するために必要な経費														0	
2	施設・設備の設置に係る工事費														0	
	ア 局舎・センター施設														0	
	イ 鉄塔														0	
	ウ 外構施設														0	
	エ 伝送路設備														0	
	オ 無線アクセス装置	1	式	1,000,000	1,000,000		1	式	1,000,000	1,000,000					0	
	カ 送受信装置														0	
	キ 構内伝送路	1	式	1,000,000	1,000,000		1	式	1,000,000	1,000,000					0	
	ク 電源設備	1	台	1,000,000	1,000,000		1	台	1,000,000	1,000,000					0	
	ケ 監視制御・測定装置	1	式	10,000,000	10,000,000		1	式	10,000,000	10,000,000					0	
	コ ヘッドエンド装置														0	
	サ その他事業を実施するために必要な経費														0	
3	附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の資材費等														0	
4	附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に係る工事費														0	
	小計				114,000,000					104,000,000					10,000,000	
II																
1	用地取得・道路費														0	
	ア 用地取得(用地購入費)														0	
	イ 土地造成費														0	
	ウ 取り付け道路整備費														0	
	エ 附帯工事費														0	
	小計														0	
III																
1	共通経費															
	ア 調査設計費															
	イ 調査設計費															
	ウ 改修補強費															
	諸経費															
	小計				0					0					0	
	I~IIIの合計				114,000,000					104,000,000					10,000,000	
	出精値引き				0					0					0	
	出精値引き後				114,000,000					104,000,000					10,000,000	
	調整額				0					0					0	
	合計(税抜き)				114,000,000					104,000,000					10,000,000	
	消費税額				11,400,000					10,400,000					1,000,000	
	合計(税込み)				125,400,000					114,400,000					11,000,000	

「項番」
→次頁「支出内訳表」と一致。

「全体」の額と、「補助対象経費」+「補助対象外部分」の合算額
が一致。

消費税の計算結果について、小数点以下の端数処理は、
国の基準に準じ切り捨て。

資料13-2

【支出総括表 内訳書】		※金額や設置機器等についてはあくまで例示である。										(単位:円)									
項番	項目	全体(補助事業及び一体施工工事)					補助対象経費					補助対象外部分(一体施工工事)									
		数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考
I	施設・設備の資材費等																				
エ	伝送路設備光成端架(線路設備)																				
1	光ファイバケーブル(200芯)	10000	m	500	5,000,000	芯線按分による。(別紙●)	-	-	-	2,500,000		-	-	-	2,500,000		-	-	-	2,500,000	
	...	...	...	...	5,000,000		-	-	-	2,500,000		-	-	-	2,500,000		-	-	-	2,500,000	
	光ファイバケーブル(2芯)	10000	m	100	1,000,000		-	-	-	500,000		-	-	-	500,000		-	-	-	500,000	
	メッセンジャーワイヤー	30000	m	50	1,500,000		-	-	-	750,000		-	-	-	750,000		-	-	-	750,000	
	...	...	...	...	3,500,000		-	-	-	1,750,000		-	-	-	1,750,000		-	-	-	1,750,000	
カ	監視制御・測定装置																				
1	LOGサーバー																				
2	同上用ソフトウェア				3,000,000					2,000,000	別紙(ソフトウェア詳細)									1,000,000	
	...																				
コ	ヘッドエンド装置				5,700,000					3,500,000										2,200,000	
1	OFDM/グ カル ロセサ	5	台	500,000	2,500,000		5	台	500,000	2,500,000							5	台	400,000	2,000,000	
2	TV/グ カル ロセサ	5	台	400,000	2,000,000																
3	サブラック	2	台	200,000	400,000		1	台	200,000	200,000							1	台	200,000	200,000	
	...				800,000					800,000											
2	施設・設備の設置に係る工事費				34,200,000																
コ	ヘッドエンド装置																				
1	OFDM/グ カル ロセサ	5	台	400,000	2,000,000		5	台	400,000	2,000,000							5	台	300,000	1,500,000	
2	TV/グ カル ロセサ	5	台	300,000	1,500,000																
3	サブラック				0																
	...				800,000																
ク	線路設備																				
	光ファイバケーブル(200芯)	10000	m	300	3,000,000	原				1,500,000										1,500,000	
	...	...	...	...	3,000,000					300,000										300,000	
	光ファイバケーブル(2芯)	10000	m	60	600,000					150,000										150,000	
	メッセンジャーワイヤー	30000	m	10	300,000																
	引込み工事費	1000	戸	20,000	20,000,000		500	戸	20,000	10,000,000							500	戸	20,000	10,000,000	
	...	...	...	...	3,000,000					1,500,000										1,500,000	
3	附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の資材費等																				
4	附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に係る工事費																				
	小計				64,600,000																
II	用地取得・道路費																				
1	用地取得・道路費																				
	...																				
	小計																				
III	共通経費																				
1	諸経費																				
1	共通仮設費	1		10,000,000	10,000,000	〇〇積算基準による。(別紙●)	-	-	-	6,760,000		-	-	-	3,240,000						
2	現場管理費	1		15,000,000	15,000,000		-	-	-	10,140,000		-	-	-	4,860,000						
3	一般管理費	1		10,000,000	10,000,000		-	-	-	6,760,000		-	-	-	3,240,000						
	小計				45,000,000					32,660,000										12,340,000	
	合計(値引き前)																				
	出精値引き																				
	I～IIIの合計				109,600,000															12,340,000	
	出精値引き				0					0					0					0	
	出精値引き後				109,600,000										12,340,000						
	調整額				0										0					0	
	合計(税抜き)				109,600,000										12,340,000						
	消費税額				10,960,000					3,266,000					1,234,000						
	合計(税込み)				120,560,000					35,926,000					13,574,000						

単位の「一式」表示は内訳表においては原則不可。
→内訳が多岐にわたり記載が困難なため「一式」表示とする場合は、
内訳は別紙扱いとし、備考欄に当該別紙番号を記載。

ソフトウェア経費など、費目が詳細になる場合
→別紙(適宜様式)にまとめ、備考欄にその別紙番号を記載。
(また、ソフトウェア経費については、「Ⅱ.5 別表1・2との対応表」を作成。)

「項番」
→前頁「支出総括表」と一致しているか。

1つの項目を「補助対象・補助対象外」に按分した場合
●「備考」→ 按分方法(考え方や按分比など)を必ず記載。または別紙扱いとし、その別紙番号を記載。
●「数量・単位・単価」→ 芯線按分などの結果、記載不可能になる場合に限り、図示のように「-」表示も可

設置機器と、それに対応する工事費(設置費等)が計上されていること。(①→ 参照)
ただし、機器の配置などだけで工事費(設置費等)がかからなかった場合は、金額「0」で記載。(②→ 参照)

「Ⅲ 共通経費」など、その積算基準が別にある場合
→「備考」に詳細(基準や計算式)を記載。
または、別紙扱いとし、「備考」に当該別紙番号を記載。

各項目の「小計・合計」
→前頁「支出総括表」と整合。

出精値引き: 契約の相手方の値引き
調整額: 事業実施者が調整する額

支出総括表差異表（記載例）

令和○年度 ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業（ケーブルテレビ複線化等整備支援事業）
 ○○市（△△地区）

実績額

114,000,000 円（消費税は別途）
 125,400,000 円（消費税込み）

（単位：円）

【支出総括表 差異表】			申請時（補助対象経費）					実績時（補助対象経費）					備考
		項目	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	
Ⅰ		施設・設備費											
	1	施設・設備の資材費等											
		局舎・センター施設											
		鉄塔											
		外構施設											
		伝送路設備											
		無線アクセス装置	1	式	20,000,000	20,000,000		1	式	10,000,000	10,000,000		
		送受信装置											
		構内伝送路	1	式	30,000,000	30,000,000		1	式	30,000,000	30,000,000		
		電源設備	1	台	1,000,000	1,000,000		1	台	1,000,000	1,000,000		
		監視制御・測定装置	1	式	50,000,000	50,000,000		1	式	50,000,000	50,000,000		
		ヘッドエンド装置											
		その他事業を実施するために必要な経費											
	2	施設・設備の設置に係る工事費											
		局舎・センター施設											
		鉄塔											
		外構施設											
		伝送路設備											
		無線アクセス装置	1	式	1,000,000	1,000,000		1	式	1,000,000	1,000,000		
		送受信装置											
		構内伝送路	1	式	1,000,000	1,000,000		1	式	1,000,000	1,000,000		
		電源設備	1	台	1,000,000	1,000,000		1	台	1,000,000	1,000,000		
		監視制御・測定装置	1	式	10,000,000	10,000,000		1	式	10,000,000	10,000,000		
		ヘッドエンド装置											
		その他事業を実施するために必要な経費											
	3	附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の資材費等											
	4	附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に係る工事費											
		小計				114,000,000					104,000,000		
Ⅱ		用地取得・道路費											
	1	用地取得・道路費											
		用地取得費（用地購入費）											
		土地造成費											
		取り付け道路整備費											
Ⅲ		附帯工事費											
		小計											
		共通経費											
	1	調査設計費											
		改修補強費											
		諸経費											
		小計				0					0		
		Ⅰ～Ⅲの合計				114,000,000					114,000,000		
		出精値引き				0					0		
		出精値引き後				114,000,000					114,000,000		
		調整額				0					0		
		合計（税抜き）				114,000,000					114,000,000		
		消費税額				11,400,000					11,400,000		
		合計（税込み）				125,400,000					125,400,000		

資料14-2

(単位:円)

【支出内訳表 差異表】					申請時(補助対象経費)							実績時(補助対象経費)				備考(差異理由)
項目					数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	仕様	図面番号	写真番号	
I 施設・設備費																
1 施設・設備の資材費等																
エ 伝送路設備																
光ケーブル(8芯)					1000	m	60	60,000	1000	m	50	50,000				
光ケーブル(12芯)					1000	m	120	120,000	1000	m	115	115,000				
...					○	m	...	...	○	m	...	...				
コ ヘッドエンド装置								10,000,000				9,000,000				
シグナルプロセッサ					5	台	500,000	2,500,000	5	台	480,000	2,400,000				
出力増幅器					2	台	500,000	1,000,000	2	台	450,000	900,000				
分配器					2	台	500,000	1,000,000	2	台	490,000	980,000				
混合器					2	台	500,000	1,000,000	2	台	500,000	1,000,000				
...					○	台	...	...	○	台	...	...				
...					○	台	...	...	○	台	...	...				
2 施設、設備の設置に係る工事費																
エ 伝送路設備																
光ケーブル(8芯)					1000	m	60	60,000	1000	m	50	50,000				
光ケーブル(12芯)					1000	m	120	120,000	1000	m	115	115,000				
...					○	m	...	...	○	m	...	...				
コ ヘッドエンド装置							1,000,000	1,000,000			1,000,000	994,500				
シグナルプロセッサ					5	台	20,000	100,000	5	台	19,000	95,000				
出力増幅器					2	台	20,000	40,000	2	台	19,000	38,000				
分配器					2	台	20,000	40,000	2	台	19,000	38,000				
混合器					2	台	20,000	40,000	2	台	19,000	38,000				
...					○	台	...	...	○	台	...	...				
...					○	台	...	...	○	台	...	...				
小計																
II 用地取得・道路費																
III 共通経費																
ア 調査設計費								3,000,000				2,980,000				
現場調査費					1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	995,000	995,000				
詳細設計費					1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	1,000,000	1,000,000				
...					○	○	...	...	○	○	...	...				
ウ 諸経費								3,000,000				2,980,000				
共通仮設費					1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	993,000	993,000				
現場管理費					1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	997,000	997,000				
一般管理費					1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	990,000	990,000				
...					○	○	...	...	○	○	...	...				
小計																
合計																

※申請時の欄については、交付決定を受けた交付申請書の内容を記載。変更承認を受けた場合には、変更承認後の内容を記載すること。

※備考の欄には、申請時の行から差異が生じている項目は全て差異理由を記載。別途、差異理由書がある場合は、差異理由書の該当番号等を記載。

※図面番号は、各図面に記載の番号と合致させること。

※写真番号は、写真掲載の表に記載の番号と合致させること。

◎他の書類とのリンクは設定していません。リンク及び数式を入力する場合は、各団体の責任によりおこなってください。

工事請負契約等に係る総括表

契約額(請求額) 合計 365,500,000

(単位:円)

No.	業者名	工事名	契約書			完成年月日	検査日	請求日	契約額		契約の形態
			契約日	着工年月日	完成年月日				(変更契約無しの場合、変更後に記入)		
									変更前	変更後	
1	〇〇興業株式会社	〇〇市令和〇年度ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	令和〇年10月12日	令和〇年10月15日	令和〇年3月10日				150,000,000		一般競争入札
2		上記1の変更契約	令和〇年3月3日	同上	令和〇年3月15日	令和〇年3月10日	令和〇年3月14日	令和〇年3月20日		140,000,000	
3	△△電気工業株式会社	〇〇市令和〇年度ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	令和〇年11月22日	令和〇年11月27日	令和〇年3月15日				200,000,000		一般競争入札
4		上記3の変更契約	令和〇年3月14日	同上	令和〇年3月25日	令和〇年3月10日	令和〇年3月14日	令和〇年3月20日		190,000,000	
5	株式会社□□ケーブルテレビ	〇〇市令和〇年度ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	令和〇年10月30日	令和〇年11月1日	令和〇年3月15日	令和〇年3月10日	令和〇年3月14日	令和〇年3月16日	16,000,000	15,000,000	一般競争入札
6	〇〇電力株式会社	〇〇市令和〇年度ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	令和〇年10月1日	令和〇年10月1日	令和〇年11月10日	令和〇年11月10日	令和〇年11月20日	令和〇年3月1日		20,000,000	随意契約
7	〇〇株式会社	〇〇市令和〇年度ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	令和〇年9月1日	令和〇年9月1日	令和〇年9月25日	令和〇年9月25日	令和〇年9月26日	令和〇年9月27日		500,000	指名競争入札

(写真イメージ)

支出内訳表 差異表(資料14-2)の「写真番号」欄に同番号を記載すること。

センター施設、接続施設の名称を記載。	写真番号 1
施設内の具体的に設置された場所を記載すること。 「総務課」「事務室」「ロビー」「屋外」等	施設名 ○○○役場
完了後写真	設置場所 ○○課
	内容
	メディアコンバータ
支出内訳表 差異表(資料14-2)の項目と対応するよう記載。	図面番号 1
支出内訳表 差異表(資料14-2)、装置系統図(資料8-1)、 装置実装図(資料8-2)等の同番号と合致させること。	撮影位置 ①
装置系統図(資料8-1)、装置実装図(資料8-2)等上の 実際の撮影位置に、本番号を記載。	

完了後写真	写真番号 2
	施設名 ○○○役場
	設置場所 ○○課
	内容
	メディアコンバータ
	図面番号 2
カラー写真を貼付。 ・複数の機器が写っている場合は矢印で示す等わかるようにすること。 ・補助対象外設備等も混在して写っている場合、補助対象設備がどれか分かるよう、線で囲むなどすること。	撮影位置 ②

完了後写真	写真番号
	施設名
	設置場所
	内容
	図面番号
	撮影位置

VI 財産処分について

補助事業完了後においても補助事業者は当該事業で取得した財産等については善良なる管理者の注意をもって管理する（以下「善管注意義務」という。）とともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。（交付要綱第19条第3項参照）

万が一、本補助事業により取得又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち処分制限期間を経過していないものについて、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する時は、あらかじめ財産処分の手続が必要となる。（交付要綱第19条第1項参照）

財産処分の考え方については、適正化法、交付要綱及び「総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」（平成20年4月30日総官会第790号。以下「承認基準」という。）の規定に基づくので留意すること。

1 財産処分の種類について

承認基準に定義されている財産処分は、次のとおりとなる。

- ・ 転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用（※）
- ・ 譲渡：補助対象財産の所有者の変更
- ・ 交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換
- ・ 貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
- ・ 担保：補助対象財産に対する抵当権の設定
- ・ 取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと
- ・ 廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること

（※）別の補助事業（＝別の交付決定）に使用する場合は、目的外使用に当たる可能性があるので、事前に総務省にご相談いただきたい。

2 財産処分の申請について

（1）取得財産等の取得価格が50万円以上の場合

処分制限期間中の財産処分については、適正化法第22条及び交付要綱第19条第1項に基づき、取得財産等のうち「取得価格（※）が単価50万円以上のものについて（中略）大臣の承認を受けなければならない」。したがって、補助事業者は、総務大臣に対し承認申請書を提出し、その承認を経る必要がある。

ただし、交付要綱第21条の「大臣が別に定める基準」（交付要綱の補足事項3（2）及び承認基準第2の2参照）に該当する場合は、事前届出書の受付をもって承認の扱いとなる。

また、承認申請及び届出のどちらの手続であっても、国庫納付の免除規定（承認基準第3参照）に該当しない限り、国庫納付に関する条件を付して承認することとなる。

国庫納付額については、承認基準第4及び交付要綱の補足事項3を参照されたい。

財産処分の承認等の通知については、オンラインによる送付としてよいか改めて確認することとなる。

（※）取得価格とは、当該資産の購入の対価だけでなく、当該資産を事業の用に供するために生じた全ての費用の合計（設備費＋工事費＋用地取得・道路費＋共通経費工事費等を含む）。

（２）取得財産等の取得価格が５０万円未満の場合

処分制限期間中の財産については、取得価格が５０万円未満の場合であっても、善管注意義務に反するような財産処分はできない。

したがって、補助金の交付の目的を達成するために特に必要ないと認められるもの以外は、総務省に対して財産処分手続が必要となる。

Ⅶ Q&A

【当整備事業用オリジナルQ & A】

【応募が予算額を上回った場合の比較審査】

問1 今回は、自治体整備案件、第三セクター法人整備案件と承継事業者整備案件の全て併せて、補助金の予算額が決まっているが、応募（申請）額が上回った場合は、採択はどのように行うのか。

（答）

まず、Ⅱ. 2～6に記載したように、交付要綱第3条（定義）並びに第4条（補助対象経費）に照らし補助対象と認められない設備分を控除する審査をした上で、補助対象となり得る設備が予算額を上回ることになった場合は、自治体整備案件、第三セクター法人整備案件を含め全体の中で比較する審査（比較審査）を経て、より補助目的に合致するものから順に採択することになると考えている。ただし、全ての案件が補助要件を満たす場合、補助対象額を調整し、全ての案件を採択する場合もある。

【IRU等公設民営形態】

問2 交付要綱第3条にいう「市町村又は第三セクター法人が所有し・・・放送・通信ネットワーク」とは、公設民営・指定管理者への委託・IRU方式など、市町村が所有しているものの、運営面で民間事業者を活用しているものも含まれると解して良いか。

（答）

市町村又は第三セクター法人が所有する放送・通信ネットワークについて補助する事業なので、公設公営、公設民営、民設民営でも対象となる。

したがって、IRUによる公設民営の形態での登録・届出事業者も認められる。

【第三セクター法人への出資】

問3 第三セクター法人が整備する区域を管轄する自治体からの出資を受けていない場合は、交付申請時まで当該自治体からの出資を受けることが必要か。

（答）

第三セクターの事業者とは「地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人」であるため、都道府県又は市町村からの出資若しくは拠出に係る法人であればよく、整備する区域を管轄する自治体からの出資は必須ではない。

【整備地域における災害の危険性】

問4 本補助事業において、整備地域における災害の危険性は要件なのか。

（答）

補助事業として認められるためには、交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致していることが必要。自然災害（地震、台風、集中豪雨、津波等）による場合と、火災など人為的な災害の両方があり、定義上、原因を限定しておらず、地震などはどこでも起こり得るものであり、河川の氾濫、山崩れ、津波などといった自然災害の危険区域であることなどは要件とはしていない。

なお、たくさんの応募があり、応募額＞予算額、となり、比較審査となる場合は、考慮することになると考える。

【自主放送なし施設、届出施設】

問5 補助対象は放送法に定める登録一般放送事業者のみか、それとも設備を所有している市町村であれば規模は問わないか。

(答)

補助金交付要綱上は、「自主放送が無い」事業者、「規模の小さい」事業者であっても除外されていないところ。しかし、限られた予算の中での執行であることから、採択団体を決める段階では、止むを得ず、「自主放送あり」、「規模の大きいもの」を優先し、「自主放送なし」、「規模の小さいもの」は劣後するという採択基準となると考えている。

【一部のサービスの承継】

問6 市町村等が一部サービスの提供を補助事業完了までに終了し、承継事業者が残りのサービスを承継する場合、承継事業制度は活用できるのか。

(答)

活用できる。その場合は、市町村等との間で締結した協定書等にその旨を記載すること。

【自主放送の承継①】

問6-2 市町村等による自主放送について、承継後は承継事業者の設備を通じて市町村等が提供を継続する場合、承継事業制度は活用できるのか。

(答)

活用できる。その場合は、市町村等との間で締結した協定書等にその旨を記載すること。

【自主放送の承継②】

問6-3 市町村等による自主放送について、承継後は市町村等が制作した放送コンテンツを承継事業者が放送する場合、承継事業制度は活用できるのか。

(答)

活用できる。その場合は、市町村等との間で締結した協定書等にその旨を記載すること。

【複数年度の承継】

問6-4 市町村等の地域を複数年度で分割して承継する場合、承継事業制度は活用できるのか。

(答)

活用できる。その場合は、市町村等との間で締結した協定書等にその旨を記載すること。

また、後年度の整備について承継事業制度を活用する場合は、別途本補助金の申請が必要になるので、留意すること。

【承継後のサービス内容や提供条件】

問6-5 承継事業制度の活用にあたって、承継後のサービスの内容や提供条件はどのように定めれば良いか。

(答)

承継後のサービスの内容や提供条件については、地域の状況に応じて、市町村等と承継事業者の当事者間において協議を行った上で定めることになる。

なお、サービス提供にあたっては、有料放送分野の消費者保護ルール等に留意すること。

【承継事業に係る設備の譲渡等①】

問 6－6 承継事業制度の活用にあたって、市町村等が承継事業者に対して、放送用設備を譲渡し、放送用回線は譲渡しない場合について、承継事業制度の活用は可能か。

(答)

承継元の所有する放送・通信ネットワークの譲渡を受けること等により、ケーブルテレビの業務の提供についてこれらの者が担ってきた役割を継続して果たす者を承継事業者として定義していることから、承継事業者が放送用設備と放送用回線の両方の譲渡等を受けることを想定しており、承継元が放送用回線を譲渡せずに保有し続ける場合は、原則、補助対象とならない。

なお、承継事業者が、ネットワークの一部についてのみ譲渡を受け、老朽化した部分については新規で設置するケースについては、補助対象となる。

【承継事業に係る設備の譲渡等②】

問 6－7 承継事業制度の活用にあたって、海底ケーブル等については引き続き承継元が保有し、その他の光ファイバー等の回線設備等を譲渡する場合は、承継事業制度の活用は可能か。

(答)

原則、光ファイバー等の回線設備の全てを承継事業者に譲渡等する必要がある。

ただし、海底ケーブルや海峡横断ケーブル等を承継元が保有する場合については、補助対象となる。

【伝送路の撤去・張り替え】

問 7 現状、伝送路の多重化ができていないケースで、補助金を使って、現在の伝送路を撤去し新しく張り替えすることは認められるか。

(答)

既設伝送路を撤去し、そこに光ファイバーを敷設するケースは、交付要綱第3条に規定する「ループ化等」に該当しないことから、補助対象にはならない。ただし、条件不利地域においては、ループ化等と同時に老朽化した既設伝送路の更改費用及び更改に伴って撤去が必要となる場合の撤去費用については、補助対象となる場合がある（【これまでの補助事業用Q & Aからの抜粋】問4も参照）。

【伝送路の三重化】

問 8 既設伝送路において「二重化」が達成されている場合に、「三重化」のための補助申請は認められるか。

(答)

補助対象としては認められる。しかし、限られた予算の中での執行であることから、採択団体を決める段階では、止むを得ず、「二重化」する事業を優先し、「三重化」する事業は劣後するという採択基準となると考えている。

【伝送路の光化】

問 9 現状、ネットワークの大半が同軸ケーブルのケーブルテレビについて、補助事業で迂回路を整備又は既設伝送路を更改する際に、光ファイバーにより当該整備又は更改することは認められるのか。（結果的に、伝送路が高度化されるということは認められるか。）

(答)

既存の同軸ネットワークを光化する事業は「ケーブルテレビ光化等整備支援事業」にて整備することが可能であり、かつ、本事業で既存の同軸ネットワークを光化する場合は、整備区域が条件不利地域であり、総務大臣が別に定める期間（F T T H 1 0 年・H F C方式又は同軸方式13年）を経過している場合の整備については補助対象になり得ると考える。

【全区間二重化】

問 1 0 補助対象となるのは、断線により重大な支障が想定される区間のみか。説明がつかないエリアを含め、既存ネットワーク全区間の二重化は認められないか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条(定義)で定める「補助目的」に合致していることが必要。補助目的に照らして説明できない部分については、補助対象とするのは難しいと考えている。

【同一ルートでの予備芯線の確保】

問 1 1 既存伝送路と同一ルートにバックアップ回線を敷設するような形態でも、複線化として認められるか。

(答)

既存伝送路上に予備芯線の確保、同一又は隣接の電柱への敷設といった方法は、自然災害には脆弱であると考えられるところ。そうした申請案件があった場合は、補助目的達成の確実性という観点からして、低い評価となり、比較審査の結果、劣後することになると考えている。

なお、一部の区間で、道路がその一本しかない、迂回路がないようなケースについては、この限りではない。

【市と第三セクター法人の連携したネットワークのループ化】

問 1 2 現在、市のヘッドエンドを第三セクター法人のサブヘッドエンドとして共有しているケースにおいて、市所有の光ケーブル回線と第三セクター法人所有の光ケーブルを接続することで、ネットワークのループ化を構築する補助事業は認められるか。

(答)

例えば、災害発生時には第三セクター法人が市所有の光ケーブルを使用して市の代わりにサービスを提供するといったことを、予め、災害放送協定で締結しているといった、補助により整備する事業の実施確実性が客観的に認められる場合は、補助対象になり得ると考える。

【集中豪雨で川が氾濫した地域での整備】

問 1 3 数年前、集中豪雨で川が氾濫した地域で、幹線の迂回ルートを整備するに当たって、光ケーブル(15km)敷設、故障検出警報システム、自動切り替え装置(光変換装置、光増幅器)の整備は認められるか。

(答)

個別に判断することになるが、そのようなケースについては補助対象と認められると考える。

【隣接自治体等のヘッドエンドから信号供給を受けている場合のループ化等】

問 1 4 隣町の自治体や民間放送事業者等のケーブルテレビのヘッドエンドから信号供給を受けており、当町のサブヘッドエンドまでの既設の連絡線(光ケーブル)が断線した場合、市内全域でケーブルテレビが視聴できなくなることが懸念されている。このようなケースにおいて、複線化(ループ化)を行うような事業は対象として認められるか。

(答)

個別に判断することになるが、そのようなケースについては補助対象と認められると考える。

【条件不利地域における主たる事業所及びヘッドエンド】

問 1 5 条件不利地域においてループ化等と同時に既設伝送路の更改を行う場合、補助事業者の主たる事業所（本社社屋等）及びヘッドエンド施設も条件不利地域内に存在していなくてもよい。

（答）

主たる事業所及びヘッドエンド施設は必ずしも条件不利地域内に存在している必要はないが、ループ化等と同時に行う条件不利地域における既設伝送路の更改を補助対象とした趣旨（Ⅱ. 2⑤参照）に鑑みると、主たる事業所及びヘッドエンド施設が両方とも条件不利地域内に存在していない申請案件は、比較審査の結果劣後する可能性がある。

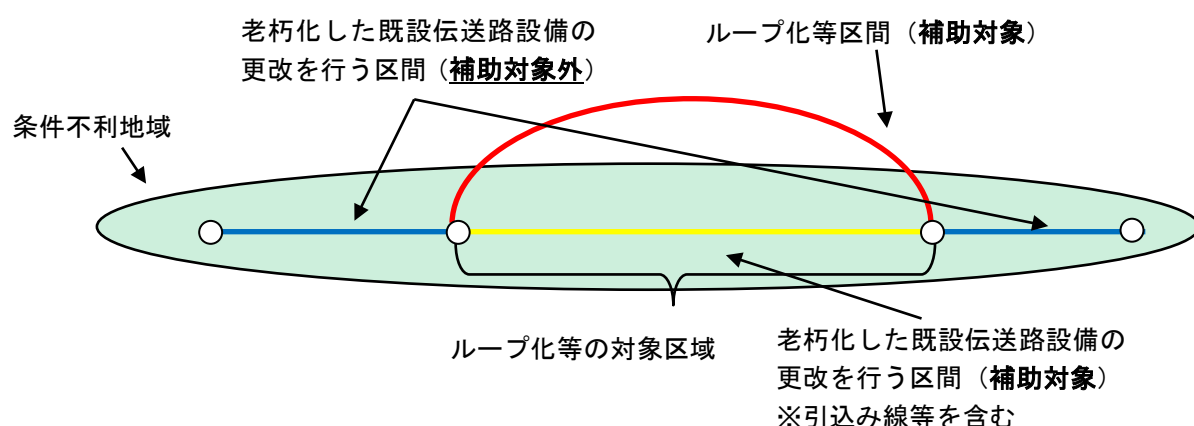
【条件不利地域における老朽化した伝送路設備の更改】

問 1 6 ループ化等の対象区域の内外で一体的に老朽化した伝送路設備の更改を行う場合、補助対象設備と補助対象外設備で按分を行う必要があるか。また、ループ化等の対象区域の一部が条件不利地域内にある場合はどうか。

（答）

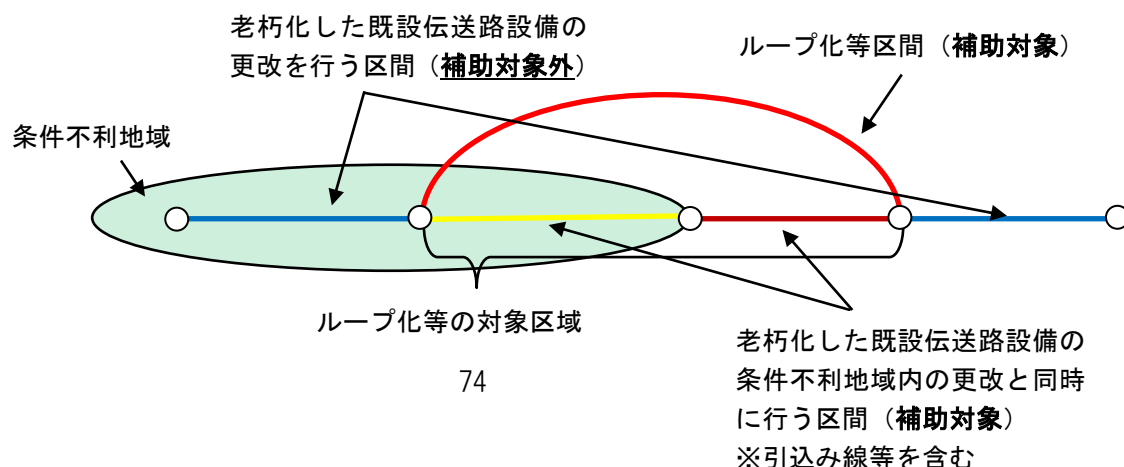
条件不利地域における老朽化した伝送路設備の更改はループ化等と同時に行うことが前提のため、以下の場合には注意すること。

ア 当該ループ化等の対象区域（既設伝送路のうち、伝送路の断線等のおそれがある区域を含み、ループ化等に係る新設伝送路との接続点同士の間の区間）内で行う既設伝送路設備の更改が補助対象となり、条件不利地域内であってもループ化等の対象区域外で行う既設伝送路設備の更改は補助対象外となる。



イ ループ化等の対象区域の一部が条件不利地域内にあり、補助対象設備と補助対象外設備の更改を一体的に本事業で実施しようとする場合は、当該区域内の条件不利地域の更改と同時に当該区域内の条件不利地域の更改を実施する場合は、補助対象となる。

なお、ケーブル以外のクロージャータ電源設備等についても、同様の考え方となる。



【ループ化等に伴う加入者系端末の整備】

問 17 加入者宅内に設置する「ONU（光回線終端装置）」、「STB（セットトップボックス）」の購入費と宅内への引き込み工事・設置工事費は補助対象として認められるか。

（答）

補助対象設備として認められるためには、放送用通信用問わず交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致していることが必要。ループ化等、監視制御機能の強化又は電源機能の維持に係る設備の整備のいずれかに併せて必要になる場合などについては対象として認められる場合もあると考える。

例えば、監視制御機能の強化に伴い、これに対応するONUやSTBにしなければならない場合等を想定している。

なお、補助対象として認められる場合も、「補助目的」に鑑み過剰な設備は補助対象と認められない。

※オリジナルQ & A問20（監視制御機能の強化に伴う設備の整備）も参照。

【更問】 補助対象経費にて整備した「ONU」、「STB」など加入者系端末を契約解除等により移設、一時使用中断、故障による取替え等した場合、財産処分手続は必要となるか。

（答）

当該加入者系端末を同一補助事業者のサービスエリアの別加入者宅に再設置、同種類の機器に取替えるなどにより、監視制御機能の強化など補助事業の効果が同様に維持されていれば、不要である。なお、故障した機器であっても処分制限期間を経過していないものを廃棄しようとする場合は、取得価格の多寡にかかわらず、事前に総務省へ相談されたい。

【更問】 現用回線のバックアップ用に整備した迂回伝送路を設計する際に、途中に一般世帯が接続可能となるようなクロージャー等の分岐用の機器を全額事業者負担で同時に整備することは可能か。

（答）

迂回伝送路の容量は、現用回線に照らし必要最小限の光ファイバーの芯線数に限定されることとなるが、必然的に「余剰芯」（注）が発生する場合であって、

- ・一般世帯に接続するのは「余剰芯」の範囲内に限ること
- ・総務省に提出した申請書において、当該余剰芯に接続する世帯数等が記載され、総務省がその利用を認めていること

などの要件を満たしている場合に限っては、ループ回線を設計するに当たり、その途中で足回り回線を接続できるような設計にすることは認められる。

ただし、一般世帯接続のためのクロージャー等の整備費用は、申請者側が全額負担（補助対象外経費）となることが前提である。

なお、足回り回線への接続を見込んで設計した結果、整備ルートや芯数が本来の事業目的に照らし、事業費が過大（過剰）なものとなる場合には、追加の整備に該当し、追加部分の芯数の費用按分等を行うことになる。

【既設伝送路の更改を行う場合の敷設芯数】

問 18 条件不利地域においてループ化等と同時に既設伝送路の更改を行う場合、光ファイバーにあつては敷設する芯数のうちどこまでが補助対象となるのか。

（答）

条件不利地域における老朽化した伝送路設備の更改はループ化等と同時に行うことが前提のため、補助対象となる芯数は当該ループ化等で整備する光ファイバーの芯数と同程度となる。

【更問】 複線化に併せて、既存幹線を更新する場合に引込み線、「ONU」及び「STB」も補助対象に含まれるのか

(答)

複線化に併せて既存幹線を更新する場合は、引込線、ONU及びSTBは補助対象に含まれる。

なお、複線化部分の引込み線等は補助対象にならないため注意すること。

※オリジナルQ & A問17更問を参照

【既設伝送路の更改を行う場合の伝送路敷設ルート】

問19 条件不利地域においてループ化等と同時に既設伝送路の更改を行う場合、既設伝送路の敷設ルートを変更してもよいか。

(答)

原則として従来の伝送路敷設ルートからの変更は認められない。ただし、既存幹線の設置場所の地形、災害の危険性の程度にかんがみ、被災した場合の情報発信の確保が主目的であり、それに伴い既存幹線の更新時にルート変更となる場合については補助対象として認められる。

【監視制御機能の強化】

問20 伝送路のループ化等や電源機能の維持に係る設備の整備を行わず、単に監視制御システムを導入した場合でも補助対象となるのか。

(答)

「監視制御機能の強化」のみを行う事業は、交付要綱第3条の定義に該当するので、補助対象となる。

【監視制御機能の強化に伴う設備の整備等】

問21 伝送路のループ化等を行わず、単に監視制御システムを導入した場合でも補助対象となるのか。監視制御システムは伝送路監視制御だけでなく端末の監視制御も補助対象となるのか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致していることが必要。監視制御機能の強化が主目的であり、それに伴い放送用機器の改修や加入者端末の導入が必要となる場合については補助対象になる。

【受信点のモニター監視】

問22 受信点の機器を監視するような設備は対象となるか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致していることが必要。単なる受信点の機器監視（モニター監視）ということではなく、ループ化等、監視制御機能の強化又は電源機能の維持に係る整備のいずれかに併せて行う整備であって、現地の地形、現在の受信点損壊の危険性の程度にかんがみ、被災した場合の情報発信の確保が主目的であり、そのために必要な場合については補助対象として認められる。

【電源機能の維持に係る設備の整備】

問23 伝送路のループ化等や監視制御機能の強化を行わず、単に電源機能の維持に係る設備をした場合でも補助対象となるのか。

(答)

「電源機能の維持に係る設備」のみを行う事業は、交付要綱第3条の定義に該当するので、補助対象となる。

【予備電源がないケースでの自家発電装置のみを整備】

問 2 4 現在、予備電源がないケースで、自家発電装置のみを整備する場合は補助対象となるか。

(答)

現在、無停電電源装置（UPS）、蓄電池（バッテリー）などの予備電源がないケースで、現地の地形、既設非常用発電機の損壊の危険性の程度にかんがみ、被災した場合の情報発信の確保が主目的であれば、電源機能の維持に係る設備の整備に該当し、補助対象として認められる。

【既設非常用発電機の移転事業】

問 2 5 津波等水害への対応として、既設の非常用発電機を屋上などに移設する費用は対象となるか。

(答)

現地の地形、既設非常用発電機の損壊の危険性の程度にかんがみ、被災した場合の情報発信の確保が主目的であれば、電源機能の維持に係る設備の整備に該当し、補助対象として認められる。

【可搬型電源設備（移動電源車含む）の整備】

問 2 6 複数のヘッドエンドを所有し、どこかのヘッドエンドの電源が喪失するか不明なため、複数のヘッドエンドをカバーできる「可搬型電源設備（移動電源車含む）」を整備し、電源喪失時に電源機能を復旧させる可搬型の設備の購入費等は、補助対象として認められるか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致していることが必要。単なる可搬型電源設備（移動電源車含む）ということではなく、現地の地形、電源喪失が想定される箇所、その危険性の程度にかんがみ、災害時には機動的、柔軟な応急復旧が可能となり、速やかな情報発信の確保が主目的であり、そのために必要な場合については対象として認められる。

なお、当該設備は、安全な場所に配備され、災害時に速やかに被災地にて運用可能な状態であるものに限る。

【第1受信点（既存受信点）の受信点設備の強靱化・移設】

問 2 7 現在、使用している受信点設備は、これまで大雪や台風等の災害による損壊が発生する度に、修理をしている状況である。これを強靱化又は移設するような事業は認められるか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致していることが必要。単なる第1受信点の整備事業ということではなく、ループ化等、監視制御機能の強化又は電源機能の維持に係る設備の整備のいずれかに併せて行う整備であって、現地の地形、現在の受信点の損壊の危険性の程度にかんがみ、被災した場合の情報発信の確保が主目的であり、そのために必要な場合については強靱化及び移設のどちらも補助対象として認められる。

【第2受信点の整備】

問28 区域外地上波について受信設備が1箇所である為、災害による光ケーブル断線の恐れがあるため、災害時の断に備えるため、新たに第2受信点を整備するような事業は認められるか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条(定義)で定める「補助目的」に合致していることが必要。単なる第2受信点の整備事業ということではなく、ループ化等、監視制御機能の強化又は電源機能の維持に係る設備の整備のいずれかに併せて行う整備であって、現地の地形、現在の受信点の損壊の危険性の程度にかんがみ、被災した場合の情報発信の確保が主目的であり、そのために必要な場合については対象として認められる。

【予備のヘッドエンド(サブヘッドエンド含む)の整備】

問29 予備のヘッドエンド(サブヘッドエンド含む)として、バックアップセンターの整備は認められるか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条(定義)で定める「補助目的」に合致していることが必要。単なるヘッドエンドのバックアップセンターということではなく、ループ化等、監視制御機能の強化又は電源機能の維持に係る設備の整備のいずれかに併せて行う整備であって、現地の地形、現用ヘッドエンドの損壊の危険性の程度にかんがみ、被災した場合の情報発信の再開が主目的であり、そのために必要な場合については対象として認められる。

なお、予備のヘッドエンドについては、安全な場所に配備され、ホットスタンバイ状態であるものに限られ、単なる予備設備として倉庫に保管している場合は補助対象外となる(可搬型ヘッドエンドなどはこの限りでない)。

【可搬型ヘッドエンドの整備】

問30 複数のヘッドエンドを所有し、どこかのヘッドエンドの設備が被災するか不明なため、複数のヘッドエンドをカバーできる「可搬型ヘッドエンド」を整備し、被災時に損壊したヘッドエンドの放送機能を復旧させる可搬型の設備の購入費等は、補助対象として認められるか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条(定義)で定める「補助目的」に合致していることが必要。単なる可搬型ヘッドエンドの整備ということではなく、ループ化等、監視制御機能の強化又は電源機能の維持に係る設備の整備のいずれかに併せて行う整備であって、現地の地形、現用ヘッドエンドの損壊の危険性の程度にかんがみ、災害時には機動的、柔軟な応急復旧が可能となり、速やかな情報発信の確保が主目的であり、そのために必要な場合については対象として認められる。

なお、当該設備は、安全な場所に配備され、災害時に速やかに被災地にて運用可能な状態であるものに限る。

【ヘッドエンドの移転事業】

問31 伝送路のループ化等や監視制御機能の強化などを伴わない、ヘッドエンドだけを移転する移転事業は認められるか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条(定義)で定める「補助目的」に合致していることが必要。単なるヘッドエンドの移転事業ということではなく、ループ化等、監視制御機能の強化又は電源機能の維持に係る設備の整備のいずれかに併せて行う整備であって、現地の地形、現用ヘッドエンドの損壊の危険性の程度にかんがみ、被災した場合の情報発信の確保が主目的であり、そのために必要な場合については補助対象として認められる。

【サーバ類の整備】

問 3 2 伝送路のループ化等、監視制御機能の強化又は電源機能の維持などを伴わない、サーバ類の整備は認められるか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条(定義)で定める「補助目的」に合致していることが必要。単なるサーバ類(光送信機等)の整備ということではなく、ループ化等、監視制御機能の強化又は電源機能の維持に係る設備の整備のいずれかに併せて行う整備であって、被災した場合の情報発信の確保を主目的とする以下のような場合は、補助対象として認められる。

ア：ループ化等に併せ、これに対応するためにサーバ類を追加する必要があるもの

イ：監視制御機能の強化に併せ、対応したサーバ類の整備を行う必要があるもの

ウ：電源機能の維持に係る設備の整備に併せ、サーバ類の省電力化を図り災害時の稼働時間を○時間増加させることにより、情報発信の確保をはかるもの

※上記は例示であって、これらによらない理由により、被災した場合の情報発信の確保を主目的とするような整備を行う場合も認められる。

なお、予備機については安全な場所に配備され、ホットスタンバイ状態である場合は補助の対象になり得るが、単なる予備設備として倉庫に保管している場合は補助対象外となる(可搬型の場合はこの限りでない)。

【更問】 サーバ・ルータ等を補助事業者の施設内に置くのではなく、保守契約をした事業者の施設に置くことは可能か(サーバ等は補助事業者に所有権があるものとする)。
また、事業整備エリア以外に設備等を設置することは可能か。

(答)

補助目的に合致していることが前提となるが、可能である。

当該機器については、補助事業で取得したものとわかるようにし、交付の目的どおりに事業に供されているか、補助事業者が責任を持って管理・確認することが必要。

【可搬型無線設備】

問 3 3 災害により本来の有線伝送路が断線した場合、短時間で立ち上げることができる「可搬型無線設備(幹線応急復旧用無線伝送装置)」の購入費等は、補助対象として認められるか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条(定義)で定める「補助目的」に合致していることが必要。単なる可搬型無線設備ということではなく、ループ化等、監視制御機能の強化又は電源機能の維持に係る設備の整備のいずれかに併せて行う整備であって、現地の地形、断線が想定される箇所、その危険性の程度にかんがみ、災害時には機動的、柔軟な応急復旧が可能となり、速やかな情報発信の確保が主目的であり、そのために必要な場合については対象として認められる。

なお、当該設備は、安全な場所に配備され、災害時に可及的速やかに被災地にて運用可能な状態であるものに限る。

【情報伝送手段の多様化】

問 3 4 既存の有線による告知放送を、コミュニティFM、Wi-Fiなど無線でも作動するようにハイブリッド化する整備費用は補助対象になるか。交付要綱第3条中の「放送・通信ネットワークについて、放送・通信網切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から行う有線網切断が想定される箇所等の・・・一部無線化」に該当するのではないか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条(定義)で定める「補助目的」に合致していることが必要。

個別に判断することとなるが、本補助事業は、一義的には、災害により有線伝送路が切断した場合の代替伝送路の整備を念頭に置いた補助事業であることから、伝送路が切断していない状況を前提にした他の情報伝達手段の活用のための整備事業ということではなく、ループ化等、監視制御機能の強化又は電源機能の維持との関係で補助目的に合致することを説明してもらうことが必要。その説明が出来ないケースについては、補助対象とすることは難しいと考えている。

【情報伝送手段の多様化】

問 3 5 コミュニティFMをケーブルテレビ回線で再送信するために、受信アンテナや光送受信機の整備、ヘッドエンドの改修をするような事業は認められるか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条(定義)で定める「補助目的」に合致していることが必要。

個別に判断することとなるが、本補助事業は、一義的には、災害により有線伝送路が切断した場合の代替伝送路の整備を念頭に置いた補助事業であることから、伝送路が切断していない状況を前提にした他の情報伝達手段の活用のための整備事業ということではなく、ループ化等、監視制御機能の強化又は電源機能の維持との関係で補助目的に合致することを説明してもらうことが必要。その説明が出来ないケースについては、補助対象とすることは難しいと考えている。

【伐採】

問 3 6 ケーブルの敷設のため伐採や竹木の枝の切除をする場合補助対象に認められるか。

(答)

伝送路敷設に際し、伐採等(伐採ないし竹木の枝の切除)を要する場合、必要最低限の範囲で補助対象と認められる。申請に際しては、伐採等の予定の樹木を撮影した写真を提出し、実績報告書提出時には、伐採等の直前・直後の写真を提出し、伐採等を証する書類とすること。

【財産処分】

問 3 7 取得価格が50万円未満の財産は自由に処分してよい。

(答)

取得価格が50万円未満の財産であっても、補助金の交付の目的を達成するために特に必要ないと認められるもの以外で処分制限期間を経過していないものについては、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは総務省に対して財産処分手続が必要となる。補助金の交付の目的達成のために必要な財産は事業ごとに異なるので、財産処分を検討する場合は必ず事前に総務省へ相談すること。

【これまでの補助事業用Q & Aからの抜粋】

問1 事業費の上限額はあるか。

(答)

上限額は設定していない。

具体的な事業の計画内容が固まっているか、費用対効果の高いものか、目的を達成するために必要最低限の設備となっているか等の視点から総合的に審査を行い、予算の範囲内において交付決定を行うこととなる。

問2 当該事業の実績報告前に設備設置が完了した部分から順次サービスを開始することは可能か。

(答)

可能である。

問3 民間施設の一部のフロアを借り上げて設備を整備することは可能か。

(答)

当該施設の一部を設置スペースとして借用し、事業目的に沿った形で使用されることが明確に定められていること、補助事業で取得した財産等が取得財産等に関する処分制限期間程度以上に維持されることが長期の賃貸契約、協定書、覚書等により確保されているのであれば可能である。ただし、補助対象となるのは当該フロアに設置する設備費であり、施設の借用に係る費用は補助対象外となる。

問4 「撤去費」はどういうものが補助対象となるのか。

(答)

1. 撤去費については、既存設備を撤去しなければ、補助事業が完結しないと認められる場合、補助金の対象とする。跡地利用計画がなく更地にする場合等、新施設の建設事業と一体として実施するものでない解体工事については補助金の対象とならない。なお、災害により生じた瓦礫の撤去も補助金の対象とはならない。

(例)

- 1) ケーブル関係：新たに敷設するケーブルと既設ケーブルが同一ルートである場合における既設ケーブルの撤去費用
・撤去する既設ケーブルについては、登録、届出の別や共聴施設等を問わない。
- 2) センター施設等の改修関係：補助対象事業で改修する部屋等における既存の壁・床等の撤去費用
- 3) 1)、2)により発生する廃材・産業廃棄物等の処分費

2. 以下の費用については、施設・設備の改修費用に該当するため、撤去費用ではなく、通常の工事費とする。

(例)

- 1) 広帯域化等に伴うアンプの交換費用等
- 2) 既設ラッシング、ハンガー等を一度取り外し、新たにケーブルを追加して、再度、一束化を行う場合の工事費用等
- 3) アスファルトの掘削・埋め戻し費用等
- 4) 電柱改修費用等

【更問】 撤去する施設の所有者と補助金事業の事業主体が異なる場合であっても、当該施設の撤去費は認められるのか。

(答)

原則認められない。例えば、電柱共架の場合、契約解除時のケーブル等の撤去は敷設者の責任においてなされることが一般的であり、撤去費については敷設者が負担すべきものである。敷設者が負担すべき撤去費を補助金で負担することは、本来負担しなくても良い費用を負担していることになり、補助金の対象事業として認めることには疑義が残る。また、自営柱に添架されている場合についても、施設の所有者の負担において撤去すべきものであると考えられるので同様である。

したがって、撤去費が認められるのは、自前の施設・設備を撤去する場合である。

問5 単独事業や他国庫補助事業等との共用部分の費用按分の考え方はどうなっているのか。

(答)

事業主体が実施しようとしている事業の遂行に必要最小限であると認められるものは、施設・設備全体を補助金の補助対象とすることができるが、目的を異にする事業²と共用する施設・設備については、比例按分（例：面積按分等）の合理的な方法で按分すること。

※ 他事業との共有部分が多く、按分計算が複雑になる場合は、経理上の区分の明確化の観点から、共有部分全体を補助金の補助対象から外すことが望ましい。

【事例】 センター・局舎施設を図書館など別目的の施設と一体的に施工する場合で、面積按分を採用した場合。

(例：〇〇市多目的施設)

〇〇市センター施設（Ａ） ※補助事業部分	〇〇市図書館（Ｂ） 共用部分（Ｃ）
-------------------------	----------------------

→ 補助事業の専有面積（Ａ）と他施設（ここでは図書館）の専有面積（Ｂ）により、建物工事の出来高を按分する。共有部分（Ｃ）については、（Ａ）と（Ｂ）の面積の比率で按分する。

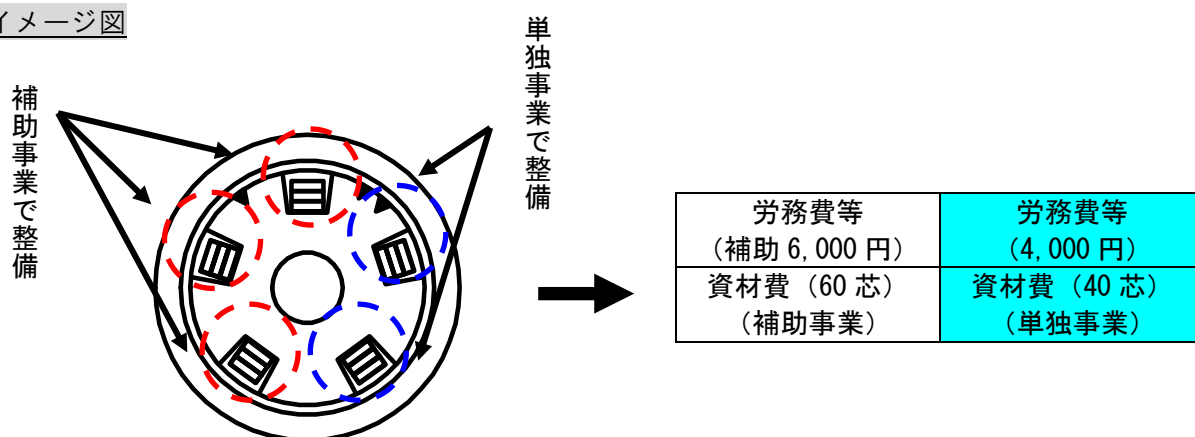
² 例えばラックであれば、役所内部の電算用のＰＣを配置したり、センター施設であれば、図書館を併設したり、社員食堂を整備したりするなど、整備の目的が本事業と相違する場合。

問6 光ファイバー等敷設に係る他事業との費用の按分の方法はどうか。

(答)

資材費（光ケーブル）、雑材料、労務費、諸経費等について、芯数比により按分することとする。例えば、100芯のケーブルを敷設するとして、補助事業で敷設するものが60芯、単独事業で敷設するものが40芯であった場合、資材費（光ケーブル）の芯数比でそれぞれの費用を按分することとする。なお、数量や部材単価が個々に示せない工事費（諸経費等）や雑材料費については、補助事業使用芯数と他事業の使用芯数の距離換算した合計値の比率（芯線全体の按分比率）により補助対象経費を算出する。

イメージ図



【光ファイバーの部材費の按分方法】

光ファイバーの部材費については、区間毎に補助事業使用芯数と他事業の使用芯数の比率から按分距離に換算し、光ファイバーの単価 (/m) を乗じて補助対象経費を算出する。

$$\text{補助対象経費} = \frac{\text{補助事業使用芯数}}{\text{補助事業使用芯数} + \text{他事業の使用芯数}} \times \text{距離} \times \text{光ファイバー単価}$$

○	100m	○	300m	○
【A区間】		【B区間】		
補助事業使用芯数：40 芯		補助事業使用芯数：8 芯		
他事業の使用芯数：32 芯		他事業の使用芯数：4 芯		
光ファイバー単価：800 円		光ファイバー単価：400 円		

$$\bullet \text{ A区間補助対象経費} = \frac{40 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} \times 800 \text{ 円} = 44,444 \text{ 円}$$

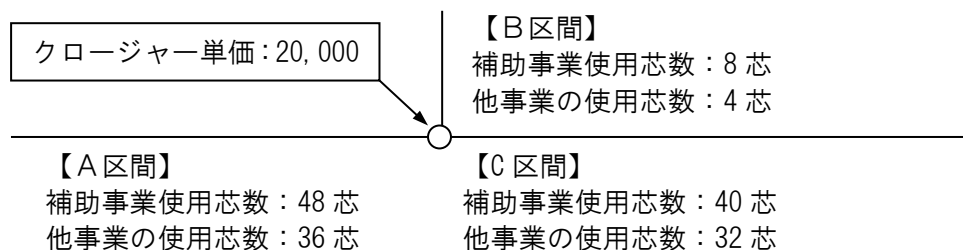
$$\bullet \text{ B区間補助対象経費} = \frac{8 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} \times 400 \text{ 円} = 80,000 \text{ 円}$$

※規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記按分比率により算出する。ただし、共用部分と見なしうるのは、補助事業使用線芯数に照らして、必然的に発生し、かつ、過剰でない余剰芯線数に限る。(Ⅶ 【当整備事業用オリジナルQ&A】問17更問参照)

【光ファイバー以外の部材費の按分方法】

光ファイバー以外の部材費（例えばクロージャー）については、補助事業の使用芯数と他事業の使用芯数により部材単価を按分し、補助対象経費を算出する。

$$\text{補助対象経費} = \frac{\text{補助事業使用芯数}}{\text{補助事業使用芯数} + \text{他事業の使用芯数}} \times \text{部材単価（/m）}$$



$$\bullet \text{クロージャー補助対象経費} = \frac{48 \text{ 芯}}{48 \text{ 芯} + 36 \text{ 芯}} \times 20,000 \text{ 円} = 11,428 \text{ 円}$$

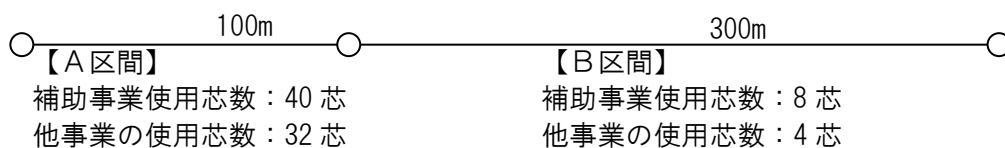
※規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記按分比率により算出する。ただし、共用部分と見なしうるのは、補助事業使用線芯数に照らして、必然的に発生し、かつ、過剰でない部材費に限る。（Ⅶ 【当整備事業用オリジナルQ&A】問17更問参照）

【工事費（共通経費も含む）の按分方法】

光ファイバーの敷設工事など、区間毎に復旧事業使用芯数と他事業の使用芯数の比率が異なり、それぞれの区間の工事費を明確に示せない場合は、光ファイバーの敷設工事等の全体経費を、①-(7)で示した補助事業使用芯数と他事業の使用芯数の距離換算した合計値の比率（芯線全体の按分比率）で按分し、補助対象経費を算出する。

$$\text{按分比率} = \frac{\text{補助事業使用芯線の距離換算値}}{\text{補助事業使用芯線の距離換算値} + \text{他事業の使用芯線の距離換算値}}$$

$$\text{補助対象経費} = \text{光ファイバーの敷設工事費等} \times \text{按分比率}$$



$$\text{光ファイバー敷設工事費合計: 1,000,000 円}$$

$$\bullet \text{補助事業距離換算値} = \frac{40 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} + \frac{8 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} = 255.6\text{m}$$

$$\bullet \text{他の事業距離換算値} = \frac{32 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} + \frac{4 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} = 144.4\text{m}$$

$$\bullet \text{按分比率} = \frac{255.6\text{m}}{255.6\text{m} + 144.4\text{m}} = 0.639$$

$$\bullet \text{補助対象経費} = 1,000,000 \text{ 円} \times 0.639 = 639,000 \text{ 円}$$

(更問) 一芯の光ファイバで、波長を変えて通信・放送を流す場合(いわゆる1芯3波方式)には按分を行う必要があるか

(答)

一芯の光ファイバの場合は、通信・放送が物理的に不可分であるため、基本的に按分を行う必要はない(一芯の光ファイバを通信のみのために整備する場合と比べ、整備額が高額となる場合を除く)。

なお、局舎等において通信波を流すことに特化した機器を整備・設置する場合には、当該機器は補助対象外となる。

問7 補助事業と併せて把握すべき「一体施工工事(補助対象外部分)」の範囲は何か。

(答)

一体施工工事の定義は「補助対象工事と関連性のある工事をいい、原則として、補助事業の施工業者と同一の業者が同一時期に同一場所で施工する工事」である。

(更問) 出精値引きの取扱いについて

(答)

値引きについて一体施工工事のみ優遇した場合、補助事業の負担が過度に多くなるため、値引きについても按分すること。実績報告の際には、請求総括表又は内訳書に出精値引きを項立て計上すること。

①支出項目毎(契約単位)で値引きされている場合は、その項目に占める補助事業補助対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。

②事業全体の経費から値引きされている場合は、全体事業費に占める補助事業補助対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。

問8 設備の設置のために床上げ工事を行うが、補助対象となるか。

(答)

設備の設置に必要な部分のみの工事を補助対象とする。

問9 緊急性があったため、一部設備を単独経費で設置してしまったが、その経費は認められるか。

(答)

交付決定前に着手した工事等に要する経費は補助対象として認められない(施越工事の申請に係る承認を除く)。

問10 迅速なシステム導入を図るため、当該地域に精通している事業者と随意契約を結んでよいのか。

(答)

自治体、第三セクター法人とも、原則として競争入札とする。例外的に随意契約を行う場合は、地方自治法等の定めに基づき適正な契約手続きを行うこと。

問11 納品時期が遅れ、8芯ケーブルが入手できない。早期に入手できる12芯ケーブルを8芯区間にも用いることとしたい。全額補助対象としてよいのか。

(答)

納期を理由に上位スペックの機器等を採用することは認められない。ただし、上位スペックの機器等であっても元々採用を予定していた機器等の価格の範囲内で納入されるのであれば、補助対象と認めることもある。

問 1 2 補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、どのような手続きが必要か。

(答)

- ① 事前に事故報告が必要であり、早めに報告・相談を行うこと。
- ② 繰越は、事業主体の責に帰さない不可抗力の理由等がなければ原則不可。
- ③ 繰越を行うことになる場合でも、年度終了時に年度終了実績報告書の提出が必要。
- ④ 事故報告に記載した工事完了予定日に間に合わない場合は、再度事故報告が必要。

問 1 3 無線を活用した情報配信システムを構築することを検討しているが、申請前に総合通信局等に相談することが必要か。

(答)

無線（周波数）を利用する事業については、周波数割合の可否や技術上の問題点を申請前に把握し、解決することが必要であることから、事前に総合通信局に相談すること。

問 1 4 交付申請時、実績報告時の経費処理における留意点はあるか。

(答)

以下の点に留意願う。

(1) 小数点以下の端数処理方法

金額、単価、時間などの経費を算出する場合における小数点以下の端数処理は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号））に準じ、原則、切り捨てとする（次の（3）③の経常利益率を除く）。

ただし、補助事業者で定める各種規程等において端数処理方法を規定しており、総務省担当職員との事前協議において適正性が認められた場合、その規程の適用を認めることができる。

(2) 外貨建て取引経費の円換算

- ・ 海外からの調達等、外貨建て取引経費の円換算は、補助事業者の規程等によるレートを使用すること（その際、レート換算の証拠書類を添付）。
- ・ 為替差益損については、経費の対象外とする。

(3) 自社、100%子会社等又は協議会等の構成員から調達を行う場合の利益排除

補助事業者が、下記の者から調達を行う場合は、最低価格落札方式(※)による一般競争入札により選定を行った場合で、かつ、下記の者以外のものからも応札があった場合を除き、利益排除しなければならない。

※最低価格落札方式(自動落札方式):定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式(競争契約の原則的選定方式)。

- ・ 補助事業者自身
- ・ 補助事業者の100%出資の子会社、孫会社等、又は親会社
- ・ 協議会等の構成員及びその100%出資の子会社、孫会社等、又は親会社

なお、利益排除を行う方法については①を原則とし、①が採用できない場合は②、②が採用できない場合は③を適用すること。

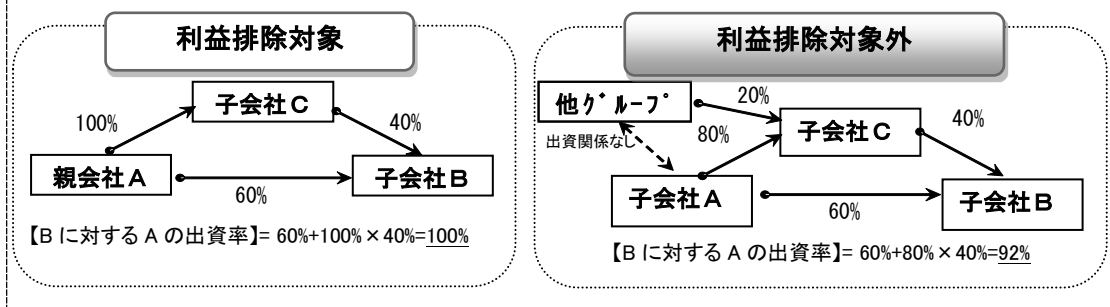
＜利益排除の方法＞

- ① 製造原価を証明する方法
- ② 子会社等との間で利益率または手数料等が取り決められている値を用いる方法
- ③ 直近年度の決算報告(損益計算書)における経常利益率をもって利益相当額の排除を行う方法。ただし、決算上赤字等(決算書上の利益が赤字若しくは0の場合)の場合は、利益相当分の排除の必要はない。また、経常利益率については、小数点第2位以下を切り上げた数値(X.X%)とする。

※③の場合は、実績報告時点の直近の確定決算における値を使用する。

＜100%出資の考え方＞

親会社Aが子会社Bに100%出資していない場合でも、親会社Aが別に出資する子会社Cを通じて、実質上100%出資している場合には、利益排除の対象とする。



・ 事業期間中の変更について

事業期間中に投資比率が変動して、新たに100%子会社等となった場合、もしくは100%子会社等ではなくなった場合、投資比率変更日以降から、計上方法を変更すること。

・ 発注経費の妥当性を証する書類

利益相当分を排除した額を計上するとともに、発注経費の妥当性を証する書類を提出すること。

VII 参照条文

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）（抄）

（補助金等の交付の条件）

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
- 三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

2～4 （略）

（事情変更による決定の取消等）

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
- 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

（決定の取消）

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業
(ケーブルテレビ複線化等整備支援事業) 実施マニュアル

令和 7 年 4 月発行

(問い合わせ先)
総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室
高度化推進係
電話 03-5253-5808